

アメリカ著作権法における終了権制度の一考察 ——著作者に契約のチャンスは2度必要か——

安 藤 和 宏

I はじめに

II 更新制度の概要

1 1909年法の更新制度

(1) 更新制度の歴史

(2) 更新制度の目的

(3) 更新制度の内容

2 更新制度の法的問題点

(1) 著作者による更新の売却

(2) 著作者の生存という不確実な要素

(3) 更新後の二次的著作物の利用

III 終了権制度の概要

1 終了権制度の目的

2 終了権制度の法的構造

(1) 終了権の法的性質

(2) 終了権の主体と客体

(3) 終了権の行使方法

(4) 終了の効果

(5) 再ライセンスの権利行使

(6) 二次的著作物の例外

(7) 契約による権利の終了と再ライセンス

(8) 終了権と契約法の関係

(9) 職務著作物と終了権の関係

IV 外国法における著作者保護

1 ドイツ法の法定報酬請求権制度

2 フランス法の強制ロイヤリティー制度

V 日本法への若干の示唆

VI むすびに代えて

I はじめに

アメリカ著作権法の終了権制度は、他国に見ることができないユニークな法システムである。著作者が著作権を移転あるいはライセンスしても、一定の期間が経過すれば、著作者やその遺族が権利付与を終了することができるという法制度は、レコード会社や映画会社、出版社などのメディア側の製作⁽¹⁾者を厚遇していると言われているアメリカ著作権法を再評価させるに十分なものであろう。

アメリカ著作権法は、最初の連邦著作権法の1790年法から現行法の1976年法に至るまで、一貫して著作者に対し、作品の正当な価値に見合った報酬を受け取る2度目のチャンスを与えてきた。この法制度は、1790年法の更新制度から1976年法の終了権制度へと変化を遂げるが、著作者による搾取から交渉力の弱い著作者を保護するという崇高な立法趣旨はいささかも変わっていない。このような法制度が200年以上にわたり堅持されているという事実は、アメリカ法に対し、冒頭のような先入観を持つ者にとっては驚きであろう。

本稿は、1976年法によって導入された終了権制度の背景、内容、問題点を分析、考察し、日本法への若干の示唆を行うものである。次章では、終了権制度の基礎となった1909年法の更新制度について解説する。

II 更新制度の概要

1 1909年法の更新制度

(1) 更新制度の歴史

アメリカ著作権法は、1976年法によって著作者の生存期間プラス50年を基本とする単一の保護期間制度が導入されるまで、最初の保護期間と更新期間という2つの期間から成る保護期間制度を原則としていた。最初の連邦著作権法である1790年法は、イギリスのアン法典に倣い、最初の保護期間を登録日から14年間とし、著作者が保護期間の満了前6ヶ月以内に更新請求をし、かつ、更新期間の初日に著作者が生存していた場合に限り、さらに14年間の保護が与えられた。同法の下では、著作者が配偶者や子供を残していたとしても、更新期間が到来する日までに著作者が生存していなければ、作品はすべてパブリック・ドメインとなった。

1831年法では、他国に比べて保護期間が短すぎるという批判を受けて、最初の保護期間が14年から28年に延長された。ただし、更新期間は14年のままとした。同法は、遺言執行者や遺産管理人、権利譲受人を更新権の資格適格者から外し、著作者が更新期間前に死亡した場合、更新権は配偶者と子供に帰属するとした。同法により、著作者が出版社に著作権を売り渡したとしても、著作者やその遺族は更新により、更新期間の14年間は再び権利を享有できることとなった。つまり、1831年法は、家族の支柱を失い困窮する遺族たちに救いの手を差し延べたのである。ただし、著作者に配偶者や子供がいなかった場合は、権利の更新ができず、作品はすべてパブリック・ドメインとなつた。

1909年法では、法改正に際し、連邦議会は著作権の保護期間について、著作者の生存期間をベースにする単一の保護期間制度を検討していた。しかし、土壇場になって、Currier下院議員が更新制度を維持する法案を提出し、議会で可決される。これには、著名な作家であるマーク・トウェインがCurrier議員にしたオフレコの話が大きな影響を与えたと言われている。

マーク・トウェインは、公式には、著作者の死後50年まで、あるいは最初の発行日から42年までのどちらか長い方という提案に賛成を表明していたのだが、1869年に発表した「The Innocents Abroad」（邦題：旅人トウェイ

ンのアメリカ）の成功によって自分が経済的に潤ったのは、出版社に更新期間の権利を譲らなかったからだと Currier 議員に打ち明けた。Currier 議員は、更新制度を維持したことの理由として、後にこの話を引用している。⁽²⁾

このように、1909年法の改正法案の逆転劇は、連邦議会が更新制度の著作者に与えるメリットを再評価したことによって起きたものである。委員会報告書には「著作者が自分の権利をすっかり比較的安い金額で売り渡すことはよくあることだ。作品が28年を超えるほどの大きな成功を収めた場合、更新期間は著作者に独占的に与えられるべきであるし、その権利が奪われないよう⁽³⁾に、法律は現行法のように構成されるべきだ」と記載されている。

（2）更新制度の目的

このように紆余曲折のあった法改正であったが、結局、1909年法は、著作権の保護期間を28年、更新による延長期間を28年とした。同法により、最初の保護期間の28年目に著作者が更新手続を行えば、第三者に著作権が譲渡されても、著作権は自動的に著作者に復帰する。また、著作者がライセンスを付与しても、更新をもって契約は自動的に終了する。更新手続がなされなかった場合、著作権は公有に帰すことになる。⁽⁴⁾

連邦議会は、更新制度によって、2つの目的を達成しようとした。第1は、著作者または遺族に対し、作品から得られる正当な利益を得る2度目の機会を与えることである。⁽⁵⁾著作者は、多くの場合、出版社との契約において、交渉上、弱い立場に置かれるものであり、経済的に不利な契約を締結せざるを得ない。さらに作品の価値は市場が決めるものであり、契約交渉の時点では、その価値が分からぬため、報酬に作品の価値が正確に反映されていない。⁽⁶⁾連邦議会は、このような事情を考慮し、更新制度というシステムを作ることによって、しばしば出版社から不当に搾取される作家やその家族を保護しようとしたのである。⁽⁷⁾

第2の目的は、権利者が著作権法による保護を望まない場合、最初の保護期間の経過後に権利を失効させることである。著作権は、著作物の利用の独⁽⁸⁾

占を許すものであり、公正な競争を前提とする資本主義の原則からすると、権利の存続を最小限度に抑えたい。この観点から見ると、権利者が権利の存続を欲しないものを法律で保護して独占を認める必要はないということになる。権利保護の必要のない著作物は28年で保護を終了し、パブリック・ドメインにすることがもう一つの目的である。

実際、かなりの数の著作物が更新をしないためにパブリック・ドメインになっている。著作権局の調査によると、更新した作品の割合は、1960年20%、1961年17.6%、1962年20.8%であり、全体の約8割が権利を更新せずにパブリック・ドメインになっている。なお、更新率が高いのは、映画、音楽、ドラマ、書籍、地図、定期刊行物である。参考までに1962年の統計データを下記に掲げる。

更新制度による著作権の復帰は、最初の保護期間に行われた権利付与に付

Class	Number of Renewals	Percentage Renewed
Book	9,967	15.0
Periodicals	9,995	14.2
Lectures	45	5.1
Dramas	491	17.5
Music	25,776	38.1
Maps	310	15.0
Works of art	569	9.4
Reproductions of works of art	298	8.0
Technical drawings	0	0.0
Photos	28	5.0
Commercial prints & labels	522	5.2
Motion pictures	4,297	118.0*
Total	52,298	20.8

* 映画の更新率が100%を超えてるのは、著作権局に対する複数の異議申立てがなされたことによるということだが、詳細は不明である。ちなみに1991年の映画の更新率は70%であった。

随するあらゆる権利関係を遮断する。著作者が第三者に著作権を譲渡しても、あるいは独占的または非独占的なライセンスを付与しても、更新期間の著作権はそれから完全に独立したものとして、著作者に復帰するのである。したがって、著作権の譲受人が引き続き権利を保有したいのであれば、著作者と再交渉して、しかるべき報酬を支払い、著作権を再度譲り受けなければならない。また、作品を継続して利用したいライセンシーは、改めて著作者と契約条件について交渉し、使用許諾を受けなければならぬ。著作者やその家族は、不利な条件で最初の契約を締結しても、この2度目の機会を使って、作品の価値に見合った正当な報酬を受け取ることができるわけである。

（3） 更新制度の内容

更新の手続は、複雑なものではない。最初の保護期間の28年目に著作権局に対し、更新を申請すればよい。共同著作物の場合、更新権はすべての共同著作者に帰属するため、共同著作者の内、一人が更新手続をすれば、著作権は更新される。職務著作物の場合は、制定法上の著作者である雇用者が更新手続を行う。ただし、最初の保護期間の経過後は、更新手続を行うことができず、著作権は公有に帰することになる。

1909年法は、著作者が更新請求時に死亡していた場合に更新を請求できる者、いわゆる更新権者を3つのグループに分けた。著作者が死亡していた場合、まず寡婦、寡夫、および子に更新権は帰属する。寡婦、寡夫、または子がない場合は、著作者の遺言執行者が更新権を行使できる。遺言がない場合、更新権は直近親族（next of kin）に帰する。誰が直近親族になるかという問題については、著作者が死亡時に住んでいた州の無遺言相続法（law of intestacy）によって決定される。⁽⁹⁾

更新期間の著作権は、著作者に帰属する。更新請求時に著作者が死亡していたら、更新権の保有者に権利は帰属する。遺言執行者が更新権を行使した場合は、遺産受取人が権利者となる。更新権の継承順位は強行法規であり、

変更することができない。たとえば、著作者 A が「私が死んだら、更新期間の著作権を親友の B 氏に譲る」と遺言を残しても、A が妻を残し更新請求時に死亡していたら、更新権は妻に帰属するため、B は更新期間の著作権を取得することができない。これは後述する Miller 事件の最高裁判決で確認される。

では、同時に更新を請求できる者が複数人いたら、権利関係はどうなるのか。たとえば、著作者が妻と 2 人の子供を残して死亡したとしよう。この場合、彼の作品は妻と 2 人の子供の共有となり、取り分は共有者間で等分される。⁽¹⁰⁾ したがって、このケースでは、各人の取り分は 1 / 3 ずつとなる。

2 更新制度の法的問題点

（1）著作者による更新の売却

前述のとおり、著作権の更新制度は、不利な取引上の地位に置かれる著作者に対し、作品の価値に見合った正当な報酬を得る 2 度目の機会を与えるために設けられた。しかし、1943年の Fisher 判決において、最高裁が著作者による更新の事前売却の有効性を認めたため、その崇高な目的は半ば画餅に帰すものとなってしまう。

Fisher 事件 (*Fisher v. Witmark*)⁽¹¹⁾

1912年、George Graff を含む 3 人の作家は、「When Irish Eyes Are Smiling」という曲を創作する。彼らは、同年 8 月 12 日に M. Witmark & Sons (以下、Witmark) という音楽出版者にこの曲の著作権を譲渡する。1917年 5 月 19 日、Graff は、彼が保有する他の曲の著作権とともに、同曲の更新期間における著作権を Witmark に 1,600 ドルで売却する。1939年 8 月 12 日、Witmark は同曲の著作権更新登録を Graff の名の下に行うが、その 7 日後、Graff は自分の名の下に同曲の著作権更新登録を行い、1939年 10 月 24 日、Fred Fisher Music (以下、Fisher) という音楽出版者に更新期間の著

作権を譲渡する。Fisher が同曲の楽譜を出版していることを知った Witmark は、著作権侵害を主張して、Fisher を提訴する。一審、二審とも原告の請求が棄却されたため、Witmark が最高裁判所に上告。

この裁判の争点は、最初の保護期間内に締結された“更新期間の著作権を譲渡する”という契約の有効性である。最高裁は、「もし更新期間の著作権を譲渡できないのであれば、経済的に困窮している著作者にとって、法は無意味なものになるだろう。誰も売っていないものに対して、作家にお金を払う者はいない。我々は、よくある屋根裏部屋に住む貧乏な天才作家の話から法律の原則を導き出すことはできない」と判示し、更新期間の著作権を事前に譲渡する契約は有効とした。

この事案で、著作者である Graff は、最初の著作権譲渡の約5年後に更新期間の著作権を譲渡している。彼は作品の価値に見合う報酬を受け取るために、2回目の機会を使っているのである。この作品が市場に出てから約5年が経過しているという事実、つまり、ある程度、市場によって作品の価値が決定されているという事実と、Graff が Witmark から2回に渡って報酬を受け取っているという事実は、この判決に少なからず影響を与えたのではないかと推察される。これが最初の譲渡の際に、更新期間の著作権譲渡とその対価の支払いが同時に行われていたら、同じ結論になっていたのだろうか。

貧困にあえぐ作家を救済すべきであるという最高裁の判示は、琴線に響くものがあるが、この判決が与えた影響はあまりにも大きかった。この判決を契機に、出版社は経済的に困窮する著作者に対し、最初の保護期間だけでなく、更新期間の著作権をも安い報酬で譲り渡すように迫り、多くの著作者がこれに応じたため、更新制度の立法趣旨は十分に果たせなくなってしまった⁽¹²⁾のである。

（2）著作者の生存という不確実な要素

意外に思われるかも知れないが、Fisher 判決は、事前に更新期間の権利

を獲得して長期にわたってビジネスを開拓したい者にとっては、諸刃の剣となつた。更新権は、著作者が更新を申請できる時点まで生存した場合にのみ著作者に生じ、更新時に著作者が生存していない場合は、配偶者、子、孫、遺言執行者、直近親族などの法定の更新権相続人に帰属する権利である。したがつて、著作者が更新期間の著作権を譲渡しても、更新期間が到来する前に死亡してしまうと、更新権は法定の更新権相続人に相続され、著作者との契約に関わらず、譲受人は更新期間の著作権を取得することができなくなる。このことは、1960年の Miller 事件の最高裁判決で明確にされた。

Miller 事件 (*Miller Music Co. v. Charles Daniels, Inc.*)⁽¹³⁾

Ben Black と Charles Daniels は、共同で作曲した作品における最初の保護期間の著作権を Villa Moret という会社に譲渡した。さらに Black は Miller Music (以下、Miller) という音楽出版者に1,000ドルと一定の印税の支払いを条件に、更新期間の著作権を譲渡した。彼には妻も子もなく、直近親族は3人の兄弟であった。兄弟らは Miller に対し、更新の期待権を譲渡し、この譲渡契約は著作権局に登録された。Black は更新期間を待たずに死亡したため、遺言執行者が更新の申請を行い、著作権は28年間延長された。更新期間の著作権は遺産受取人に相続され、Charles Daniels 社 (以下、Daniels 社) に移転された。Miller は Daniels 社に対し、著作権侵害で提訴した。一審、二審とも原告の請求が棄却されたため、原告が上告。

最高裁は、「連邦議会は、著作者が更新期間の到来する前に死亡した場合、(1) 寡婦、寡夫、子、(2) 遺言執行者、(3) 直近親族という3つのクラスに属する人々のために、承継の特別ルールを適用させることとした。(略) 更新期間が到来した時に、その時点の状況に応じて、更新権は24条にリストされている4つの内 (著作者を入れて4つとなっている) の1つのクラスに渡る。その時までは、更新期間の権利の譲受人は、獲得した権利が (更新時に) 譲渡人に帰属しないかも知れないというリスクを負っているのである」

と判示し、本件の更新権は遺言執行者に生じているため、原告の Miller は更新期間の著作権を保有しないと結論づけた。

最高裁の Fisher 判決と Miller 判決により、更新期間の著作権の譲受人は、「更新時の著作者の生存」を停止条件にした著作権譲渡契約を締結しているに過ぎないことが明確になった。事前に更新期間の著作権を譲り受けたい、あるいはライセンスを受けたい者は、いわゆる期待権という成就するかどうか分からぬ権利を著作者から買うことになる。彼らは、更新時における著作者の生存というまったく予測不可能な要素に依存し、著作権ビジネスを展開しなければならなかつたのである。

この期待権の不確実性という要素は、当然のことながら、著作権ビジネスに萎縮効果をもたらすことになる。Curtis 教授は、最初の保護期間の満了が近い作品については、著作者の不慮の死をおそれて、買い控えが横行したり、更新期間の著作権譲渡の対価が最初の保護期間の残存の長さに応じて減額されたりすることがあつただろうと指摘する。⁽¹⁴⁾

ビジネスのリスクをできるだけ抑えたいたる者は、著作者の配偶者や子、直近親族らから、更新の期待権を買うことができるが、これも万全の策ではない。子供が後から生まれたり、非嫡出子が発見されたりすることもある。また、彼らが未成年だった場合、期待権の譲渡は無効にされる可能性がある。さらには、Miller 事件において Douglas 判事が挙げる例のように、著作者とその妻から更新期間の著作権やその期待権を譲り受けても、彼の死亡時にはまったく別の女性が未亡人になっていることだってあり得るので。⁽¹⁵⁾したがって、期待権を譲り受ける対象とその報酬の設定に困難を伴つたことは、想像に難くない。

（3）更新後の二次的著作物の利用

1909年法の更新制度が生み出した最も深刻な問題は、更新後の二次的著作物の利用の可否である。すなわち、最初の保護期間に著作者から二次的著作

物の作成およびその利用の許諾を受けた者は、更新期間においても、当該二次的著作物の利用を継続できるかという問題である。たとえば、小説家 A からその作品の映画化権を取得した B は、A が更新権を行使して、更新期間の著作権を復帰させた後も、B は製作した映画を引き続き上映したり、テレビで放映したりすることができるのでしょうか。映画やミュージカル、テレビドラマの製作には多大な費用が必要となるだけに、社会的にも大きな注目を浴びた法律問題であった。この問題は、ヒッチコック映画として有名な「裏窓」(Rear Window) を舞台にして、最高裁で争われることになる。

⁽¹⁶⁾ Abend 事件 (*Stewart v. Abend*)

「それは殺人だ」(It Had to Be Murder) という短編小説の作者である Cornell Woolrich は、1942年に出版されたこの短編を含む 6 本の小説の映画化権を映画会社の De Sylva Production に譲渡した。また、Woolrich は、これらの作品の著作権を適当な時期に更新し、更新期間における映画化権についても同社に譲渡する旨を約した。その後、この権利は、Alfred Hitchcock と James Stewart が共同で設立した Patron 社に譲渡される。1954 年、この作品は Hitchcock が監督し、James Stewart と Grace Kelly が主演した「裏窓」として映画化され、大ヒットすることとなる。1968年、Woolrich は妻や子を残さずに亡くなった。1969年、彼の遺言執行者は、作品の著作権を更新し、Abend に更新期間の著作権を 650 ドルと収益の 10% を支払うことを条件に譲渡する。1983年、映画会社の MCA が「裏窓」を劇場で再上映し、ビデオを販売したため、Abend は Hitchcock、Stewart、映画会社に対し、著作権侵害を主張し、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に提訴する。一審では被告が勝訴したが、二審では原告が勝訴したため、被告が上告。

被告は、Rohauer 判決 (*Rohauer v. Killiam Shows*)⁽¹⁷⁾ でなされた判示に依拠し、「二次的著作物の著作者は、原著作物の著作者と同じか、それ以上

の創作的貢献をしているのであり、翻案権の購入者は、更新期間前の著作者の死亡という偶然性に対して、自己を守る何ら有効な手段を持っていない。なぜなら、著作者が死亡するまでは、誰が寡婦、子、直近親族、遺言執行者になるのか、分からぬからだ」と主張する。しかし、最高裁は「実際のところ、上告人らの本当の不満は、自分たちの映画を創る際に使用した作品に対して、さらに対価を払わなければならないということである。しかし、そのような結果は、連邦議会が予想していたことであり、著作権法の目的と一致するものなのである」と判示し、「もし著作者が更新期間前に死亡したら、権利の譲受人は著作者の相続人から更新期間の著作権を譲り受けた場合にのみ、原著作物を使用し続けることができる」と結論を下した。

Abend 判決は、映画会社などの二次的著作物の作成者や利用者にとって、ショッキングなものであったが、現在ではこの判決の射程はかなり限られている。まず、1976年法は、終了前のライセンスに基づいて創作された二次的著作物は、終了後もライセンス契約の条件に基づいて、引き続き使用することができるという規定を設けているため、このような問題は発生しない。次に、更新制度を廃止した1992年法は、著作者に更新延長申請のインセンティブを与えるために、著作権局に更新延長期間の請求をすれば、最初の保護期間中に行われた移転またはライセンスに基づき作成された二次的著作物は、更新権者の許諾なしでは利用できないものとしたが、1976年法が施行される前（1978年1月1日以前）に発行または登録された作品は、すでに28年を経過しているので、二次的著作物に関する問題は新たに発生しない。

1909年法の下では、著作者が当初の期間とともに更新期間の著作権を売却する場合には、双方の期間について著作権を失うことになるという、連邦議会の意図を軽視した判決を最高裁が下したため、この崇高的な立法趣旨は実質的に意味を失っていた。また、更新権の帰属先が、更新請求時の著作者の生存という不確実な要素に依存するため、予測可能性が低く、法律制度として

は低い評価を与えざるを得なかった。さらに、経済的に不利な状況にある著作者やその家族を保護するという法目的にもかかわらず、更新手続を忘れたり、あるいは更新制度自体を知らない著者が続出したりしたため、多くの作品が著作者や家族の意に反して、公有に帰すことになった。⁽¹⁸⁾

そのため、連邦議会は、1909年法の更新制度が持つ上記の欠点を克服すべく、1976年法において、新たに終了権制度を創設するのである。

III 終了権制度の概要

1 終了権制度の目的

1976年法における終了権制度の立法趣旨は、著作者やその家族に著作物の価値に見合う正当な報酬を受け取る2回目の機会を与えるというものであり、1909年法における更新制度による著作権の復帰と同一である。⁽¹⁹⁾ただし、終了権制度には、更新制度にあった著者が権利保護を欲しない作品をパブリック・ドメインにするという目的はない。

一般的に、著者は交渉力が弱いため、経済的に不利な条件で契約を締結することが多い。また、作品の価値は市場が決定するため、作品が市場に出る前にその価値を正確に判断することは不可能である。連邦議会は、このような著作物の実際の価値よりも低い報酬しか受け取ることができない著者を保護すべきであると考え、著作者に終了権という強力な権利を与えた。いわば温情主義的観点から、著作権法に終了権という権利を創設したのである。

1976年法で新たに創設された終了権は、権利付与が1976年法の施行日である1978年1月1日より前に行われたものか、あるいはそれ以後に行われたものかによって、適用条文が異なる（前者は304条（c）、後者は203条）。これは、1976年法が前者について、既存の契約関係や判例法の変更を避けるため、引き続き更新制度を適用することによる。したがって、1978年1月1日時点で更新期間にある著作物については、権利の譲受人やライセンシ

一に28年の更新期間の権利付与を与えるべきは彼らの期待は満たされるとし、1976年法によって既存の著作物に対して新たに付与された追加更新期間（19年）は、終了権を行使すれば、著作者または更新権者に帰属することとした。⁽²¹⁾ 1978年1月1日時点での最初の保護期間にある著作物については、1909年法や判例法に従い、すでに報酬を払って最初の保護期間とともに更新期間の著作権を譲り受ける者がいることから、従前のルールを適用することとした。ただし、この場合でも、19年の延長保護を著作者または遺族に与えるために、権利付与から56年が経過すれば、契約を終了することができるものとした。

このような立法経緯により、アメリカ著作権法の保護期間と終了権の規定は、かなり複雑なものになっている。したがって、203条と304条（c）の基本的な法律構造は同じであるが、異なる規定もあるので注意が必要である。203条を適用する終了権行使による権利の復帰は、最も早く2013年1月1日であるため、本条に関する裁判例はまだないが、304条（c）にかかる裁判例はその法律解釈を大いに助けるものだろう。以下、主要な裁判例を紹介しながら、終了権制度の法的構造について詳しく見ていく。

2 終了権制度の法的構造

（1）終了権の法的性質

終了権とは、著作者（または更新権の法定相続人）が行った権利付与を終了させる権利である。終了権は、著作者が死亡した場合、法定の終了権者に相続される。したがって、著作者人格権と違って、一身専属的な権利ではない。終了権の承継順位は法律で明確に定められており、強行法規と考えられているため、著作者が任意に終了権者を指定することはできない。

終了権は、放棄することも、譲渡することもできないと一般に解されている。⁽²²⁾ その解釈の根拠は、「権利付与の終了は、遺言を作成する合意や将来の権利付与を行う合意などのあらゆる反対の合意にかかわらず、有効となる」

という条文である。この規定により、契約による権利の放棄および譲渡の可能性は排除されているため、終了権を放棄不能、譲渡不能な権利として捉えることができる。⁽²³⁾ 最高裁も Abend 判決で、1976年法は「譲渡不能の終了権を規定している」と明言している。ただし、後に本章4節において詳述するように、“反対の合意”の法解釈を巡って裁判所の間で見解が分かれているため、大きな法律問題となっている。

（2）終了権の主体と客体

1978年より前に行われた権利付与に関する終了権の対象は、著作者または更新権者である制定法上の承継人クラスの構成者が遺言以外の方法によって行った著作権の移転およびライセンスである。一方、1978年以降に行われた権利付与に関する終了権の対象は、著作者が遺言以外の方法によって行った著作権の移転およびライセンスである。

連邦議会は、1978年より前に行われた権利付与について、更新権の法定相続人は更新期間の著作権に対する期待権を事前に売却できるという判例法を変更したくはなかった。一方で、1976年法によって新たに著作者に付与した19年間の追加更新期間は、権利の譲受人やライセンサーに享有させたくはない。そのため、1978年より前に行われた権利付与に関する終了権の対象に、更新権の法定相続人による著作権の移転およびライセンスを含めたのである。⁽²⁵⁾

このことは、権利付与は最初に著作者によって行われるという前提で法律が制定されたことを示唆している。1978年以降に行われた権利付与に関する終了権の対象に、終了権の相続人による権利付与が含まれていないのは、この理由によるものと考えられる。しかし、この連邦議会の前提は、時として、著作者の遺族に酷な結果をもたらすことになる。⁽²⁶⁾

たとえば、1978年以降において、売れない貧乏作家が多くの作品を残して死亡し、貧困にあえぐ未亡人が残された子供を養うために、二束三文で遺稿を出版社に売り渡した場合、いかに作品がベストセラーとなっても、遺族は

終了権を行使して著作権を取り戻すことはできない。終了権が著作者だけではなく、その家族の保護をも目的としたものであるのなら、遺族が行った権利付与も終了権の対象とすべきであろう。⁽²⁷⁾

また、連邦議会が遺言による権利移転やライセンスを終了権の対象外としたことも疑問である。なぜなら、著作者が遺言により、家族以外の第三者（知人や愛人等）に著作権を移転した場合、遺族が終了権を行使して権利付与を終了させることは永久にできないからである。これは、遺族から正当な報酬を得る2度目のチャンスを奪うものであり、立法趣旨に沿わないのではないだろうか。著作者の生前の意思を尊重するということであれば、著作者は任意に終了権者を指名できないとする規定と平仄が合わない。

職務著作物は終了権の対象外である。これは、職務著作物の著作者は出版社のような企業であり、個人作家のように不利な取引上の地位に置かれるものではないため、個人作家と同様の保護を与える必要はないという理由による。⁽²⁹⁾また、職務著作物の実際の創作者である従業員や請負人は、終了権を行使できない。⁽³⁰⁾彼らは制定法上の著作者ではないからである。

終了権を行使できるのは、著作者である。著作者が死亡している場合は、著作者の終了権の過半数を持つ者が権利付与を終了させることができる。⁽³¹⁾1978年より前に行われた著作者以外の者による権利付与は、権利付与を行った生存者が終了させることができる。したがって、権利付与を行った者が終了権を行使できる時までに死亡したら、当該権利付与は終了することができない。たとえば、著作権を相続した寡婦が亡き夫の遺稿の著作権を出版社に譲渡し、終了権行使時までに死亡した場合、その子供たちは終了権を行使することができない。権利行使の主体を生存者とするのは、要件が厳しすぎる⁽³²⁾のではないかと思われる。

では、終了権行使前に著作者が死亡した場合、終了権は誰に帰属するのであろうか。1976年法は、終了権の承継者とその持分について、詳細な規定を設けている。まず、寡婦または寡夫がいる場合は、終了権の100%を取得す

る。ただし、著作者に子がいる場合は、寡婦または寡夫が終了権の1/2を取得し、残りを子で等分に分ける。たとえば、著作者が妻と子2人を残して亡くなった場合、妻が50%、子は25%ずつを取得する。さらに著作者の子が亡くなっているが、その子の子、つまり著作者の孫が生存している場合、その孫にも終了権は帰属する。ただし、生存している子の子には終了権は帰属しない。著作者の寡婦、寡夫、子、孫のいずれも生存していない場合、著作者の遺言執行者、遺産管理人、法定代理人、または信託受託者が終了権を保有することになる。

例を挙げて説明しよう。たとえば、先の例で、著作者の2人の子の内、1人が死亡しており、その子の子（つまり孫）が3人生存している場合、妻が50%、生存している子が25%、死亡した子の3人の子（孫）が8.33%ずつを取得する。ここで妻が終了権を行使するためには、生存している子とともに権利行使するか（ $50\% + 25\% = 75\%$ ）、あるいは死亡した子の3人の子の内、2人以上とともに権利行使しなければならない（ $50\% + 8.33\% + 8.33\% = 66.66\%$ ）。理論的には過半数を超えることになるが、妻が死亡した子の3人の子の内の1人とともに権利行使することはできない（ $50\% + 8.33\% = 58.33\%$ ）。なぜなら、終了権制度は代襲相続原則（principle of *per stirpes*）を採用し、「死亡した子の子の終了権の持分は、その過半数の行為によってのみ行使することができる」と規定しているからである。

共同著作物の場合は、権利付与の行われた時期によって取扱いが異なる。1978年以降の権利付与の場合、権利付与を行った著作者の過半数をもって、著作権の移転やライセンスを終了させることができる。⁽³³⁾たとえば、5人の作家が共同で創作した曲を3人の作家が第三者にライセンスしたとしよう。この場合、ライセンスを行った3人の作家のうち、2人以上の作家をもって契約を終了させることができる。終了権の行使に関して、各共有者の持分比率は関係なく、ライセンスを行った作家の過半数が権利行使の条件となる。

一方、1978年より前の権利付与については、著作者が全員で終了権を行使

した場合、権利付与は終了するが、一部の著作者が単独で終了権を行使した場合、終了権の行使者と権利の譲受人との関係においてのみ権利付与が終了する。Curtis 教授は、終了後の両者の法的関係について、共有不動産権 (tenancy-in-common)⁽³⁴⁾ の法理に基づく共有関係になると解釈する。

（3）終了権の行使方法

1978年以降に行われた権利付与に関する終了権は、権利付与が行われた日の35年後に始まる5年間の内、いつでも行使することができる。ただし、権利付与が著作物を発行する権利を伴う場合は、発行日から35年後、または権利付与が行われた40年後のどちらか早く到来した方の最終日から5年間の内、いつでも終了権を行使できる。

この例外規定は、出版社の強い要望によって加えられたものである。彼らに言わせると、多くの場合、作品が完成する前に出版契約が交わされるため、契約が締結されてから作品が出版されるまで何年もかかるることは稀ではない。権利付与を終了権の起算点にすると、実際に作品を利用できる期間が短くなってしまうので、出版物に関しては権利付与からではなく、発行日を起算点にすべきだと言うのである。⁽³⁵⁾連邦議会はこの主張を受け入れることとしたが、あまりに長い期間、出版社の事情などで出版されない作品については、作家の方が不利になってしまふため、その猶予期間を5年と設定した。これは、5年の準備期間があれば、ほとんどの作品は発行されるという前提に基づいている。⁽³⁶⁾

実は、35年という数字には、実証的な根拠があるわけではない。権利行使までの期間が長ければ長いだけ著作者に不利になるし、逆に短ければそれだけ権利の譲受人やライセンサーのビジネス・リスクが大きくなる。さらにあまりに短いと、作品の正当な価値が判明しない可能性がある。つまりは、権利の譲受人やライセンサーの投資を回収し、一定の利益を確保するために必要な期間ということになるが、リリース後すぐに大ヒットする作品もあれば、50年経って突然火がつく作品もある。さらに投資額や目標利益も作品に

よって異なるために、普遍的な最適期間を特定することは不可能である。著作権局は当初20年という期間を提案したが、1963年には25年に、1964年には35年に提案を変更している。この事実は、35年という数字が利害関係者の妥協の産物であることを示している。

1978年より前に行われた権利付与に関する終了権の行使時期は、1976年法および1998年のソニー・ボノ法による保護期間の改正が大きく影響している。1976年法は、保護期間の原則を著作者の死後50年までとしたが、1978年より前に発行された著作物の保護期間については、公平性とディー・プロセスの観点から、更新制度を引き続き適用することとした。ただし、更新期間は19年延長し、47年としたため、保護期間は最長で75年（28年+47年）となつた。さらに1998年のソニー・ボノ法により20年延長され、現在、保護期間は著作物の発行日から95年となっている。なお、更新制度は1992年法によって廃止された。

1976年法は、上記の保護期間の改正を考慮し、終了権は、著作権の取得から56年または1978年1月1日のうち、いずれか遅い方から起算して5年間、いつでも行使することができるものとした。⁽³⁷⁾また、ソニー・ボノ法により、終了権行使しなかった場合でも、著作権の取得から75年後に始まる5年間、いつでも終了権行使できることとした。これは、法改正によって新しく与えられた保護期間（1976年法の19年、ソニー・ボノ法の20年）がもたらす利益は、著作者やその遺族のためにあるべきという考えに基づくものである。

終了権の行使方法は、以下のとおりである。まず、終了権の保有者または適法に授権されたその代理人が、権利付与を受けた者またはその権利承継人に対して、署名した書面を送達する。ただし、権利の譲受人やライセンシーに一定の猶予を与えるため、終了権者が指定する終了日の2年以上10年以下の期間内に通知は送達されなければならない。つまり、権利付与を最短の35年で終了させたい場合は、権利付与が行われた日から起算して、25年から33

年の間に通知を送達すればよい。

更新制度の下では、更新申請期間が1年間という短いものだったために、⁽³⁸⁾ 更新手続を失念して更新期間の著作権を失う著作者や遺族が続出した。そのため、終了権制度では、終了通知の送達期間を8年間（終了日の2年以上10年以下）と長く設定することによって、著作者や遺族に対し、終了権行使する期間を十分に確保したのである。

通知が効力を発生させるためには、通知の写しを終了権者が指定する終了日の前日までに著作権局に登記しなければならない。どのような内容の通知をすればよいかは、連邦行政命令集に詳しく記載されている。⁽³⁹⁾ 終了する権利付与が1978年1月1日前に行われたものか、その日以降に行われたものかによって、記載内容が異なるので、注意が必要である。⁽⁴⁰⁾ なお、著作権局は終了通知のフォーマットを提供していない。

では、終了権行使のスケジュールについて、3つの例を使って具体的に見てみよう。⁽⁴¹⁾

〈ケース1〉

1987年9月2日に演劇作品のためのライセンス契約が締結された。終了権者は、2022年9月2日（契約締結から35年後）と2027年9月2日（5年間の終了期間の満了日）の間で、ライセンス終了の効力を生じさせることができ⁽⁴²⁾る。著作者が2022年9月1日（最短日）をもって契約を終了させたい場合、2012年9月1日から2020年9月1日までの間に、終了権の通知をライセンサーに送達しなければならない。

〈ケース2〉

1980年4月10日に書籍出版のためのライセンス契約が締結された。書籍は1987年8月23日に発行された。この契約は、発行権にかかるものであるため、終了権の行使期間は、発行から35年（2022年8月23日）またはライセンスから40年（2020年4月10日）のいずれから早い方から起算される。したがって、このケースでは2020年4月10日から2025年4月10日の間でライセンス

〈ケース3のスケジュール〉

1935年5月21日	1963年5月21日	1991年12月31日*	2010年12月31日*	2030年1月1日
作品の発行日	著作権の更新	2回目の期間終了	最初の終了期間終了	著作権期間満了
最初の保護期間 (28年)	更新期間の保護期間 (28年)	延長更新期間 (19年) **	延長更新期間 (20年) ***	パブリック・ドメインに
最初の期間	67年の更新期間			

*1976年法は保護期間について暦年計算主義を採用したため、5月21日ではなく、12月31日となる。

**1976年法による保護期間の延長である。

***1998年のソニー・ボノ法による保護期間の延長である。

を終了させることができる。著作者が2024年1月1日をもって契約を終了させたい場合、2014年1月1日から2022年1月1日までの間に、終了権の通知をライセンサーに送達しなければならない。

〈ケース3〉

作家が1935年5月21日に作品を発行し、出版社に更新期間の著作権を譲渡した。1962年5月21日から始まる更新申請期間に作家が生存していたら、出版社は更新期間（67年間）の著作権を保有することができる。しかし、著作者やその遺族は、作品の発行日から56年後の1991年5月21日から5年間、いつでも権利付与を終了させることができる。この機会に終了権の行使をしなかった場合でも、作品の発行日から75年後の2010年5月21日から5年の間に終了権を行使することができる。なお、この作品の著作権は、1935年の発行から95年間存続し、2030年1月1日に公有に帰する。⁽⁴³⁾

終了権の行使に際し、特に気をつけなければならないのは、通知には終了させる権利付与を特定する簡潔な記述が必要であるということだ。複数の作品の権利を同一人に移転またはライセンスした場合、権利の譲受人やライセンサーは終了対象の作品が特定されていないと、ビジネスに支障が生じ、不利益を被る。この問題はターザンの再映画化を巡る訴訟で顕在化した。

Burroughs 事件 (*Burroughs v. Metro-Goldwyn-Mayer*)⁽⁴⁴⁾

1912年から始まった有名なシリーズ小説であるターザンの著者、Edgar Burroughs が設立した版権管理会社である ERB は、1931年に映画会社 MGM に対して、ターザンの小説に登場するキャラクターを使用してオリジナルのストーリーを創作する権利とその映画化権を与え、その対価として2万ドルを受け取った。1932年、MGM は「*Tarzan, the Ape Man*」という映画を製作、公開した。1977年12月12日、Burroughs の遺族は1976年法に従い、終了権の権利承継人の署名がなされた書面を ERB に送達した。通知には、Burroughs による35編のターザン小説が特定されていたが、5編の小説本についての記載はなかった。この通知は1978年3月6日に著作権局へ登録されたが、MGM には送達されなかった。1980年に MGM が「*Tarzan, the Ape Man*」のリメイク映画の製作を発表すると、Burroughs の権利承継人である原告は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に映画製作の差止めを求めて、提訴した。一審では、(1) 1976年法が施行される1978年1月1日前に通知が送達されていること、(2) MGM に通知が送達されていないこと、(3) 通知が連邦行政命令集の規定を順守していないこと、を理由に原告の請求を棄却した。原告控訴。

第2巡回区連邦控訴裁判所は、「ERB は、遺族からの終了権の通知に記載されていない5編の小説の著作権に基づき、ターザンのキャラクターの使用許諾権を保有している。1931年に締結された MGM との契約は、ターザンと Burroughs の14編のターザン小説に登場するキャラクターの使用を許諾するものであり、遺族による終了権の行使後も、MGM はターザンと当該5編の小説に登場するキャラクターを使用する権利を依然として保有している」と判示し、原告の請求を棄却した。

控訴審では、ERB からライセンスを受けた MGM に終了通知が送達されていないことの是非について言及していないため、終了権者は ERB のような権利の譲受人 (grantee) か、あるいは MGM のような権利承継人 (succ-

cessor in title) のどちらに通知を送達すればよいかという法律問題が残されている。

この問題は、終了権者に課す権利移転先の調査という負担と、権利承継人が有する適切に通知を受け取るという利益のバランスをどのように取るかである。連邦行政命令集は、終了権者が終了通知の送達前に、権利保有者に関する合理的な調査を行えばよいと規定している。つまり、権利譲受人から権利承継人に権利が移転したと信じるに足る理由がなければ、権利譲受人に通知を送達し、逆に、そう信じるに足る理由があれば、権利承継人に通知を送達しなければならないとしている。⁽⁴⁵⁾

財産権である著作権は、もともと転々譲渡される運命にある。したがって、終了権者が終了通知送達時における権利者を正確に探し出すことが困難な場合も予想される。譲渡先が倒産したり、解散したりしたケースを想定すれば分かりやすい。したがって、合理的な調査を要件とする連邦行政命令集の規定は妥当なものといえる。

立法による解決策としては、著作権局への終了通知の写しの登記期限を終了日までではなく、終了日の2年前までとすることが考えられる。権利譲受人やその承継人、あるいはライセンサーにとって、著作権局に通知の有無を照会することは大した手間ではないし、そのような情報は簡単にデータベース化できるだろう。また、2年間の猶予期間は、自分の保有する権利に対して終了権が行使されたかどうかを調べるのに十分である。また、終了権者にとっても、そもそも終了指定日の2年前までに権利譲受人や権利承継人に対して終了通知を送達しなければならないのであるから、それまでに写しを著作権局に登記することにさしたる支障は生じない。著作権局への登記に公示機能を持たせることによって問題解決を図るというアプローチは、一考に値するのではないだろうか。

さらに権利譲受人や権利承継人は、どの範囲の権利者を指すかという問題がある。これは、独占的な権利保有者を指すものであって、非独占的ライセ

ンシーを含まないという解釈が妥当であろう。非独占的ライセンシーまで含めると、終了権者に膨大な負担を強いることになり、酷である。⁽⁴⁶⁾なぜなら、音楽などのようにライセンシーの数が膨大になる場合、すべてのライセンシーを探し出して、終了通知を送達するのは不可能に近いからだ。また、条文が権利承継人（successor in title）を単数形で規定していることも上記の解釈の妥当性を支持するものである。

MGM のケースのように、終了通知に終了の対象として記載されなかった権利付与に関しては、当初締結された契約に従うことになる。また、終了権者があえて終了権を行使しなかった場合も同様である。法は、終了権を行使するか否かの判断を終了権者に委ねたのである。したがって、契約期間が35年を超えるライセンス契約は有効である。たとえば、契約期間を50年とするライセンス契約を結んだ場合、終了権者が終了権を行使すれば、そこで契約は終了するし、終了権を行使しなければ、契約は50年経過するまで継続するだけである。

（4）終了の効果

終了権者が終了権を行使した場合、著作権は終了指定日をもって終了権者に復帰する。著作権の復帰先の確定日は、終了指定日ではなく、終了通知が送達された日である。したがって、寡婦が通知を送達したが、終了指定日までに死亡した場合、終了対象の著作権は寡婦の保有する財産権として相続の対象となり、相続人に権利は帰属する。終了権者が複数存在する場合は、終了通知の署名への参加の有無を問わず、終了権の持分比率に応じて、著作権は帰属する。つまり、著作権は終了権者の共有となる。

たとえば、著作者が妻と子2人を残して亡くなった場合、妻が50%、子は25%ずつ著作権を取得する。アメリカ法は、日本法と異なり、共有不動産権（tenancy-in-common）の法理に基づき、共有者が自由に非独占的ライセンスをすることができる。ただし、持分比率に応じて、当該ライセンスから得た収益を共有者に分配しなければならない。⁽⁴⁷⁾したがって、妻が作品の権利

を第三者にライセンスした場合、2人の子にそれぞれロイヤリティーの25%を分配しなければならない。

では、終了が効力を生じる日より前に、再ライセンスや再譲渡を内容とする契約を結ぶことができるか。連邦議会は、最高裁の Fisher 判決によって、更新制度の目的が画餅に帰してしまった失敗を反省し、終了権の法的性質を1909年法の更新とは異なるものとした。すなわち、終了日以前に行われる再ライセンスや再譲渡契約は無効とする規定を設けたのである。⁽⁴⁸⁾ただし、終了の通知送達後であれば、終了権の行使に必要な著作者の終了権の過半数を持つ者（たち）による新たな権利付与の合意は、有効とした。法は、他者に先んじて再契約できる優先期間を設けることによって、従前の権利の譲受人やライセンシーを優遇したのである。

（5）再ライセンスの権利行使

前述のとおり、著作権の共有者は、複数の者が作品全体について分割されない独立の権利を保有しているため、単独で非独占的ライセンスを行うことができる。ただし、共有者は、単独で著作権の移転または独占的ライセンスをすることができない。他の共有者の権利行使を妨げるからである。なお、ライセンスを行った共有者は、他の共有者に持分比率に応じて収益を分配する義務を負う。

この原則に従えば、終了日以降に行われる新たな非独占的ライセンスは、共有者が独自に行うことができるはずである。ところが、法は、終了後の再ライセンスについて、終了権の過半数を持つ者の合意を必要とした。たとえば、著作者が妻（50%）と子2人（各25%）を残して死亡し、妻と1人の子が終了権行使したとしよう。この場合、妻が再ライセンスを行おうとしても、持分が過半数に満たないので、単独ではできない。2人の子のうち、一方と共同で再契約を締結しなければならないのである。

なぜ連邦議会が再ライセンスに関して、tenancy-in-common の法理を採用しなかったのかは疑問が残る。終了権制度の目的を鑑みると、著作物の

価値に見合う正当な報酬を受け取るためなら、共有者が単独で2回目の交渉を行ってもいいはずである。また、終了権の行使を受けたライセンサーは、それなりの投資を行って作品を利用開発していたはずである。ビジネスが失敗したライセンサーならともなく、成功したライセンサーに対して、再ライセンスについて、通常のライセンスよりも高いハードルを課す合理的理由は見当たらない。また、法が従前のライセンサーに対して、再契約の優先期間の優遇措置を与えたこととも平仄が合わない。この規定については、再検討する余地が大いにあるだろう。

（6）二次的著作物の例外

終了権制度の創設において、最も大きな課題となったのは、終了前の権利付与に基づいて作成された二次的著作物の扱いであった。連邦議会は、終了権の例外規定として、これらの二次的著作物の権利者は、終了後も権利付与の条件に基づいて、引き続き二次的著作物を利用することができるものとした。ただし、終了後は、終了権の対象となった原著作物に基づき、新たな二次的著作物を作成することはできない。この規定により、映画会社は、ライセンス終了後も、ライセンス契約に基づき製作した映画を継続利用することができるようになった。

しかし、この例外規定は後に大きな問題を生じさせることになる。それは、音楽産業における音楽出版者のような仲介人に著作権を譲渡した場合、仲介人が行った二次的著作物のライセンスから生じるロイヤリティーをどのように扱うべきかという問題である。音楽著作権ビジネスにおいては、作詞家や作曲家は通常、音楽出版者に著作権を譲渡し、著作物の利用から生じる収益の50%を受け取る契約を交わす。著作者やその遺族は、終了権の行使によって、音楽出版者との契約を終了させることができるが、終了権の例外規定によって、音楽出版者からライセンスを受けたレコード会社は、引き続き二次的著作物であるレコードを発売することができる。その場合、レコード会社は、権利付与の終了後、音楽出版者と著作者のどちらにロイヤリティー

を払わなければならないのであろうか。この問題は、Snyder 事件によって最高裁で争われることになる。

Snyder 事件 (*Mills Music v. Snyder*)⁽⁴⁹⁾

作曲家の Ted Snyder は、二人の作詞家とともに「Who's Sorry Now」という楽曲を創作した。この曲は1923年に登録され、著作権が取得された。1929年にこの曲を保有していた音楽出版者が倒産し、1932年に著作権は Mills Music (以下、Mills) に移転した。1940年、Snyder は、50%のロイヤリティーの支払いを条件に、Mills に対して更新期間の著作権を譲渡する契約を交わした。1951年に更新期間の著作権を獲得した Mills は、直接あるいは Harry Fox Agency (以下、Harry Fox)⁽⁵⁰⁾ を通して、レコード会社に400を超えるライセンスを与えた。Snyder の遺族は、1976年法304条(c)に基づき、1978年1月3日に Mills に対し、終了日を1980年1月3日と指定した終了権行使の通知を行った。さらに遺族は、同年8月11日に Harry Fox に対し、「Who's Sorry Now」が収録されているレコードからのロイヤリティーは Mills ではなく、遺族に送金するように要求した。Harry Fox は、競合権利者確定手続 (interpleader) を行い、Mills と遺族のどちらがロイヤリティーを受領する権利を保有しているかについての判断を裁判所に委ねた。Mills は一审では勝訴したが、二審では敗訴したため、上告。

この裁判では、二次的著作物の例外規定である304条(c)(6)(A)の「終了前の権利付与に基づいて作成された二次的著作物は、その終了後も権利付与の条件に従い、利用し続けることができる。ただし、この特権は、終了した権利付与が及ぶ著作物に基づいて終了後に他の二次的著作物を作成することには及ばない」(下線筆者) に3回出てくる権利付与 (grant) の解釈が問題となった。

最高裁は、この言葉の意味は、Mills が行ったレコード会社へのライセンスだけでなく、Snyder・Mills 間の権利付与を含むものとする。そして、

Mills・レコード会社間およびSnyder・Mills間の権利付与の条件に基づいて、終了権の行使後も、レコード会社は引き続き、二次的著作物であるレコードを利用できるのであるから、レコード会社からロイヤリティーを受領できるのはライセンスを行ったMillsであるとする。また、レコード会社からSnyderの遺族にロイヤリティーを支払わなければならないという結論は、当事者間に何ら契約上または制定法上の関係が存在しないので、採用できないと判示した。

この判決には4人の裁判官が反対している。反対意見を書いたWhite判事は、「(二次的著作物の)利用を守るために、原著作物のライセンスの終了権とさらに高いロイヤリティーを獲得するための再交渉権から利用者を防護するだけで足りる。(略)利用者の唯一の関心は、終了権の行使前に設定されたロイヤリティー・レートの維持であり、誰がそのロイヤリティーを受け取るかはどうでもよいことなのである」と指摘する。そして、法律が保護しようとしたのは、映画やレコード、オペラなどの二次的著作物の使用者であって、彼らにライセンスを与えた音楽出版者のような仲介者ではないと主張する。さらに著作者が一時金払い(lump-sum payment)で権利を譲渡した場合、二次的著作物であるレコードがどんなに売れても、著作者やその遺族にはまったくロイヤリティーが発生しないことを挙げ、このような買取契約による著作者の不遇を救うことこそが、終了権の主な目的なのだと指摘する。

多数意見の問題点は他にもある。それは、Millsが取得する50%というロイヤリティーは、著作権の管理だけでなく、作品の利用開発の対価も含まれているということを考慮していない点である。Snyderの遺族がMillsに対して終了権を行使した以上、Millsは新たに作品のライセンスを行うことができない。Millsが契約上負担する義務は、権利付与の終了前に行ったライセンスのライセンシーやHarry Foxからロイヤリティーを受領し、その50%

%を遺族に送金することに減縮される。つまり、Mills は、作品を利用開発するという義務がなくなったのにもかかわらず、その対価だけは維持できるのである。これは不公平極まりない結果であろう。最高裁は、この問題を避けるためか、「事実問題として、われわれは著作権のある歌の市場での取引において、音楽出版者が実際にどのように機能するかということについては、評価する立場がない」と述べている。終了権の行使によって、著作者と音楽出版者の契約内容が大きく変更するということを最高裁は考慮していないのではないだろうか。

（7） 契約による権利の終了と再ライセンス

著作権ビジネスの成功を継続させたいライセンサーが終了権者による権利行使を避けるべく、さまざまな策を弄するだらうことは、連邦議会もある程度、予想したはずである。しかし、ライセンサーが次々に繰り出す奇策に裁判所は頭を悩ませることとなる。

その一例が、Marvel Characters 事件 (*Marvel Characters v. Simon*)⁽⁵²⁾ である。Joseph Simon と Jack Kirby が描いた Captain America を主人公にしたコミック・ブックの更新権を巡って、Simon が更新権を独占的に保有していることの確認判決を求めた事件で、Simon と出版社の Timely 社は、彼がこの作品を Timely 社の従業員として書いたものであり、すべての著作権を同社に譲渡するという内容の和解契約を結んだ。1999年、Simon は和解契約にかかわらず、本作品は職務著作物ではなく、独立して創作したものだとして、著作権局に終了通知を登録したため、Marvel 社 (Timely 社の株式譲受人) が終了通知の無効の確認判決を求めてニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴した。一審では、和解契約で Simon が作品を職務著作物と認めたことにより、Simon は終了権行使することができないと判示したため、Simon が控訴。

第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、304条 (c) の条文と立法経緯に焦点にあて、「反対の合意にかかわらず」という文言は、著作者やその遺族に権利付

与を終了するための譲渡不能な権利を与えたものだと解釈する。そして、連邦議会の目的は、著作者が契約によって終了権を放棄するのを防ぐことにあると結論づける。その上で、「立法の意図と304条（c）の目的を検討すると、作品の創作後に当該作品を職務著作物と取り決める契約は、“反対の合意”とみなされるため、同条の規定に従い、有効と認めることはできない」と判断し、Marvel社の請求を棄却した。

控訴審では、裁判所は作家と出版社との力関係を重視し、「訴訟に長けた出版社は、優位な交渉力を使って、作品が職務著作物であると作家に無理矢理に合意させることができる」と述べて、そのような合意が304条（c）（5）に規定する“反対の合意”に該当しないのであれば、終了権条項は無意味なものになると指摘する。確かに法律に長けた老獴なライセンシーはあの手この手を使って、終了権条項の適用から逃れようとするだろう。終了権の行使を逃れるための契約は、“反対の合意”に含まれるとした裁判所の判断は妥當なものである。⁽⁵³⁾

ライセンシーが繰り出す奇策はこれだけでない。著作者の遺族とライセンシーが終了権の行使前に、従前のライセンスを終了し、同時に再ライセンスを行うことによって、終了権の行使を防ぐという新たな手法に対して、ニューヨークとカリフォルニアという2大エンターテイメント産業の中心地で異なる判決が下される結果となった。

Steinbeck事件（*Steinbeck v. McIntosh & Otis*）⁽⁵⁴⁾

世界的に著名な作家であるJohn Steinbeckは、1938年に「長い谷間」(The Long Valley)を含む数編の小説の独占的出版権をViking Press社(現Penguin社)に付与した。彼の死後、著作権者となった妻のElaineは、1994年にPenguin社に対し、ロイヤリティーを上げる条件で、同じ内容の契約を締結した。Elaineの死後、Steinbeckの子のThomasとその甥であるBlack Smyleが終了権を相続し、2004年に終了通知を各ライセンシーに

送達したため、その有効性を巡って、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において訴訟となった。

被告である Penguin 社は、1938年の契約は1994年の契約に取って代わられたのだから、1978年よりも前の権利付与を対象とする304条（c）は適用できないため、著作者ではない Elaine が行った権利付与は終了することができず、終了通知は無効であると主張した。⁽⁵⁵⁾ 裁判所は、終了権が譲渡不能という法的性質を有していることを指摘し、304条（c）は寛大に終了権を守るために広く適用されること、そして著作者やその遺族が1978年より前に行った権利付与から延長更新期間を取り戻すためのこの絶対的な権利を契約によって売り飛ばさないようにするためにものであると判示し、終了通知の有効性を認める判決を下した。

Milne 事件 (*Milne v. Stephen Slesinger, Inc.*)⁽⁵⁶⁾

1930年、「くまのプーさん」の作家である Alan Milne は、Stephen Slesinger というテレビ映画プロデューサーに最初の保護期間と更新期間の商品化権を含む権利を付与した。契約締結後、Slesinger は自分が作った Stephen Slesinger Inc. (以下、SSI) という会社に「くまのプーさん」に関する権利を移転した。1956年、Alan は妻と子の Christopher Robin を残し、死亡した。彼の遺言により、「くまのプーさん」の受益権は妻のために Milne Trust に遺贈された。1961年、SSI はディズニー社に1930年に Alan Milne から譲り受けた権利を譲渡した。ほぼ同時期に、ディズニー社は Alan の妻および Milne Trust と独占的映画化権や外国の商品化権等を譲渡する契約を結ぶ。

Alan の妻の死後、Christopher の終了権行使による権利の喪失をおそれたディズニー社は、Christopher に新しい契約を提案し、1983年4月1日、⁽⁵⁷⁾ 彼はこれを受け入れた。契約書には、Christopher が当該ライセンスを終了しないことや1930年および1961年の契約を無効とすること、従前よりも高い

ロイヤリティーの規定が含まれていた。

2002年11月4日、Alan の孫である Clare は SSI に対して、ソニー・ボノ法に基づき、2004年11月5日を終了日と指定する終了権行使の通知を送達する。⁽⁵⁸⁾ 2002年11月5日、Clare は、終了通知が有効であること、1930年契約に基づき SSI の保有する「くまのプーさん」の権利を終了することの宣言的判決を求めてカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に提訴した。一審では SSI が勝訴したため、Clare が控訴。

第9巡回区連邦控訴裁判所は、次の判示により、1983年の契約を有効なものと認め、Clare の請求を棄却する。1930年の契約は1983年の契約によって取り消されたため、1978年よりも前に行った権利付与を対象とする304条(d) は適用できない。また、Christopher による1983年の権利付与は、著作者によるものではないため、終了権の対象とはならず、Clare は終了権を行使することはできない。当事者は、1983年の契約を著作権法203条または304条(c) に基づく終了権にかかる新しい契約であると記載している。Christopher は終了権行使することができたにもかかわらず、終了権の行使という影響力を使って、1983年に新しい契約を締結することを選んだのである。原告の Clare は、この契約の受益者であり、彼女の契約条件に対する不満は、この契約の有効性を揺るがすこととはできない。連邦議会は、「終了権の規定は、存在する権利付与を自主的に終了することや、新しい権利付与を行うことの合意を妨げるものではない」と明言しているし、当事者が制定法による終了に代えて、以前の権利付与を取り消し、新しい権利付与を行う契約を交わすことを予想していたのである。1983年契約による権利付与は、「終了した権利付与の対象となる権利についての以後の権利付与またはこれを行う合意は、終了が効力を生ずる日より後に行われる場合にのみ有効になる」という304条(c)(6)(D) の規定に違反するという Clare の主張は、Nimmer 教授の論文を唯一の根拠にしており、採用することはできない。

この2つの判決は、再ライセンス契約の有効性について正反対の結論に達している。Steinbeck 判決では、結果的に終了権の法定相続人が権利行使できることとなる再ライセンス契約（1994年契約）は、304条（c）（5）に規定する「反対の合意」として無効とする。⁽⁵⁹⁾一方、Milne 判決では、「反対の合意」を狭く解釈し、同条で「反対の合意」として例示されている「遺言を作成する合意や将来の権利付与を行う合意」のみが「反対の合意」であり、将来、終了権者が権利行使できないようにする再ライセンス契約は「反対の合意」ではないとする。果たして、どちらの解釈が妥当なものであろうか。

確かに Christopher は終了権という強力な権利を背景に、有利な契約を締結したことは事実である。その恩恵を娘の Clare が受けているのも疑いはない。だからといって、Clare が終了権を行使できないようにする契約を有効と認めてよいという結論にはならないだろう。たとえば、Christopher が娘と疎遠な関係にあるため、親友にロイヤリティーの受益権を譲渡したとしよう。その場合、Clare は Milne の唯一の孫娘にもかかわらず、一銭も受け取ることができない。さらに Christopher が熱心な信者すべての受益権を教会に寄付してしまうことだってあり得る。⁽⁶⁰⁾

そもそも、裁判所が再ライセンス契約により、ロイヤリティー・レートが大幅に上がったことを重視すること自体、おかしいのではないか。Clare はこの契約の交渉にまったく関与していないし、法は自分の親が結んだ契約を甘受することを要求していないのである。法律解釈としては、Steinbeck 判決の方が条文解釈上も立法経緯上も妥当なものであろう。

Milne 判決は、連邦議会の下院報告書にある「終了権の規定は、存在する権利付与を自主的に終了することや、新しい権利付与を行うことの合意を妨げるものではない」という説明に依拠しているが、これは203条に関する記述であり、304条（c）を解説するものではない。条文が同一ということで引用していると解されるが、権利付与の終了を伴う再ライセンスは、203条の

下では35年後に終了できるのに対し、304条（c）の下では終了することができなくなる。⁽⁶¹⁾つまり、両条はまったく法的効果が異なるものなのだ。したがって、この解説を判決理由として挙げるのは、不適当であろう。⁽⁶²⁾

Milne 判決のもう一つの問題点は、1983年契約は「終了した権利付与の対象となる権利についての以後の権利付与またはこれを行う合意は、終了が効力を生ずる日より後に行われる場合にのみ有効になる」という304条（c）（6）（D）の規定に違反していないと認定したことである。Nimmer 教授は、「この条項は、著作者のための規定であり、契約による権利の終了と再ライセンスを同時に行うことを禁止するものである」と解釈する。⁽⁶³⁾しかしながら、裁判所は、この解釈を支持する判例がないとして拒否するのである。著作権法の権威である Nimmer 教授の学説を判例がないからと言って何の論駁もせずに直ちに否定する判決も珍しい。しかも、裁判所は、本件とまったく関係のない同条の例外規定を持ち出し、「ただし、従前のライセンサーは終了通知の送達後に将来の権利付与の合意を行うことができる」という同条の「例外規定は、継続して権利付与を受けたいライセンシーやその権利承継者のための優先交渉権を規定したものであり、したがって、同条は著作者や遺族ではなく、SSI のようなライセンサーの保護を目的としたものなのである」と理解しがたい論理を展開するのである。

確かに、下院報告書では、304条（c）（6）（D）の例外規定の性質について、「優先交渉権」（first refusal）という表現を使って説明しており、ライセンサーの保護を意図したものといってもよいだろう。しかしながら、本事案で問題になっているのは、304条（c）（6）（D）の本文の解釈であり、例外規定はまったく関係がない。また、下院報告書によれば、同条の同一規定である203条（b）（4）は、第三者が投機の形で不確かな将来の権益を買い上げるという1909年法の更新制度の下で発生した事態を避けようとするために設けられた規定である。⁽⁶⁴⁾立法経緯を見ても、同条がライセンサーの保護を目的としたものではないのは明らかである。Nimmer 教授がいうように、

終了前に契約による権利の終了と再ライセンスを同時に行うことを禁止する規定であるという解釈が妥当であろう。

(8) 終了権と契約法の関係

終了権は連邦法である著作権法が与える権利であるため、州法である契約法との関係がしばしば問題となる。特に第9巡回区連邦控訴裁判所が下した Rano 判決 (*Rano v. Sipa*)⁽⁶⁵⁾ は、その妥当性を巡って大きな議論を巻き起こした。

事案の概要は以下のとおりである。1978年頃、プロの写真家である Kip Rano は写真のシンジケートである Sipa 社に対して、売上げの50%のロイヤリティーの支払いを条件に、保有する写真を非独占的にライセンスするという口頭契約を交わした。その際、両者の間で契約期間については、特に定めなかった。両者の関係は8年間続いたが、Sipa 社の対応に不満が高じていた Rano は、1986年に Sipa 社の契約不履行を理由に契約を終了する旨の通知を送付した。それにもかかわらず Sipa 社が写真の利用を継続したため、Rano は著作権侵害や契約違反等を主張し、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に提訴する。一審では Rano が敗訴したため、控訴。

原告の Rano は、カリフォルニア州の契約法に基づき、期間の定めのない契約はいつでも任意に終了できると主張したが、第9巡回区連邦控訴裁判所は、「カリフォルニア州の契約法が定めるこの原則の適用は、連邦著作権法と直接、抵触する。ライセンス契約はその効力発生日から35年後に始まる5年間に限り、著作者が任意に終了することができるものであり、契約がそれ以前の日を明確に契約の満了日として定めていない限り、著作権法203条に基づき、期間の定めのないライセンス契約は任意に終了することはできない」と判示し、原告の主張を退けた。

Rano 判決には、終了権制度の立法趣旨を無視したものだとして、多くの批判がなされている。⁽⁶⁶⁾ 下院報告書には、「本条または本立法は、著作者がライセンスや権利移転、譲渡を解約ないし解除できるという現行の州の契約法

を変更するつもりはない」と記載されており、Rano 判決は連邦議会の意図に沿ったものとは言えないだろう。また、著作者保護の観点から見ても、Rano 判決は大いに問題がある。第 7 巡回区連邦控訴裁判所が Rano 判決の法理を完全に否定し、他の裁判所も追随したため、第 9 巡回区連邦控訴裁判所はこの問題に関して、現在孤立した状況にある。⁽⁶⁷⁾

（9）職務著作物と終了権の関係

アメリカ著作権法は、大陸法系の法律に比べて、職務著作物の範囲が広い。従業員が職務の範囲内で創作する著作物だけでなく、制定法で定める 9 種類の委嘱著作物についても、一定の要件を満たせば、職務著作物として認められる。⁽⁶⁸⁾ これは、発注者が請負人に対して要請し、指示し、リスクを負って作成されるため、成果物から発生する利益はすべて発注者に帰属すべきという考えに基づくものである。⁽⁶⁹⁾

職務著作物に係る訴訟の場合、従業員や請負人に著作権が帰属すると認定されても、黙示によるライセンスの存在を認め、雇用者や発注者は著作物を使用することができると判示されることが多い。その意味では、従業員や請負人に権利ビジネスを展開されるおそれはあるが、企業も継続して著作物を使用することができるため、事業の廃止という最悪の事態に至ることは多くない。

ところが日本法と違い、アメリカ法の下では、そのような場合でも、従業員や請負人は権利付与から 35 年後に会社に対して、終了権を行使し、著作物の利用をやめさせることができる。あるいは、再交渉して、ロイヤリティー等の報酬を条件に再ライセンスすることができるのである。終了権条項の適用を出来るだけ避けたい雇用者や発注者は、職務著作物の範囲を可能な限り拡大しようとする。なぜなら、職務著作物は終了権が適用されないため、安心して著作物を利用し続けることができるからである。

この企業の対応が顕著に現れているのが、レコード会社がアーティストと結ぶ専属実演家契約である。アメリカではレコードを著作物として扱うた

め、アーティストがレコード会社に対して行うレコード作成の権利付与は、終了権の対象となる。アーティストの終了権行使をおそれるレコード業界は、活発なロビー活動を行い、1999年の改正法で「録音物」を職務著作物として認められる委嘱著作物に加えることに成功するが、すぐにミュージシャンや学者たちの猛反発に遭い、連邦議会が同法を遡及的に取り消すという異常な事態が発生する。

この拙速な立法が招いた混乱は、図らずもレコード会社の雇用関係に対する認識を露呈するものとなった。レコード会社は専属契約書で「アーティストはレコード会社の従業員として、レコーディングのための演奏を行い、レコード会社は当該録音物を職務著作物としてあらゆる著作権を保有する」という条項を入れているが、レコード制作の実態から見て、レコード会社とアーティストが雇用関係にあるかは大いに疑問である。⁽⁷¹⁾ レコード会社もそのことを十分に認識していたからこそ、法改正のためのロビー活動を行ったといえる。⁽⁷²⁾

レコードが著作物として著作権法に加えられたのは、1971年の録音物法からである。つまり、最初に終了権の対象となるのは、1978年1月1日に権利を移転したレコードであり、35年後の2013年1月1日から始まる5年の間で終了権者が指定する終了日をもって権利付与が終了する。あと数年に迫った終了権行使に向けて、さまざまな論文が次々に発表されている。⁽⁷³⁾ 興味深いこのテーマの研究は、いずれ別の機会に発表したいと思っているが、レコード会社とアーティストの間で権利の帰属を巡る訴訟が近い将来、提起されるのは、免れない情勢である。

IV 外国法における著作者保護

著作権の譲渡契約やライセンス契約の最大の問題点は、契約交渉時点では作品の商業的価値が不明なため、正当な報酬を決めることが難しいということである。アメリカ以外の国においても、この問題は深刻であり、いくつか

の国は立法による解決策を講じている。本章では、その中でも特に注目に値する施策として、ドイツ法の法定報酬請求権制度とフランス法の強制ロイヤリティ制度を紹介する。

1 ドイツ法の法定報酬請求権制度

ドイツ著作権法は、交渉力の弱い著作者を権利の譲受人やライセンシーによる不当な搾取から守るためにさまざまな規定を設けている。その中でも特に重要な規定は、ドイツ法32条1項の「相当な報酬」(Angemessene Vergütung)⁽⁷⁴⁾である。この規定により、著作者は契約によって合意された報酬が相当なものでない場合、契約の相手方に対して、契約を変更して著作者に相当なる報酬を与えるように同意を求めることができる。⁽⁷⁵⁾

また、合意された反対給付が、著作者と相手方との関係を総合的に考慮すれば、著作物の利用から生ずる収益および利益に比して著しく不均衡になったときは、相手方は、著作者の求めに応じ、状況に応じた相当なる追加の利益分与を著作者に与えるという契約変更に同意する義務を負う。契約の相手方が、得られた収益や利益を予見していたか、あるいは予見することができたかは問われない（32条a）。結果的に著作者と利用者の収益が著しく不均衡になったときに、この規定は適用される。

この法制度の目的は、アメリカ法の終了権制度と同じく、著作者に作品の価値に見合った正当な報酬を受け取る2度目の機会を与えるというものである。ただし、アメリカ法の終了権制度と違い、ドイツ法の法定報酬請求権制度は契約の存続を前提としている。前述したとおり、作品の価値は市場が決めるものであり、契約締結の時点では、その価値が分からぬため、報酬に作品の価値が正確に反映されていない。この問題は権利の譲受人やライセンシーだけに責任を負わせるべき性質のものではない。ドイツ法はこの点を重視し、契約を終了させずに、契約内容を変更するというアプローチを採用したのである。⁽⁷⁶⁾

実は、アメリカは1976年法による終了権制度の導入の際に、ドイツ法の契約変更のアプローチの採用の可否を検討していた。著作権局長が1964年7月に連邦議会に提出した草案の一つは、「権利付与の20年後において、権利の譲受人が受け取る利益が著作者の取り分に比べて、著しく不均衡な（高い）場合、契約条件を変更するか、あるいは権利移転を終了させるための訴訟を提起することができる」というものであった。この草案では、著作者は契約条件の変更と権利移転の終了のいずれかを求めることができるとしていたが、後者が認められるのは衡平な変更が不可能と判断されるときに限るとされていた。⁽⁷⁷⁾

この草案は、当事者双方にメリットがある。著作者は、20年後とはいえ、契約相手と再交渉し、正当な報酬を受け取ることができる。一方、権利の譲受人は、契約関係が継続できるため、事業を中止する必要がない。著作者の不満が相手の事業展開や契約履行ではなく、報酬の多寡にあるのであれば、あえて契約関係を終了させる必要はない。事業関係者に与える影響も少なくてすむ。

ただし、ドイツ法の契約変更のアプローチには、無視できない問題があった。それは、衡平法の観点に基づく合理的かつ公正な報酬の算出が困難であるということだ。著作者は、訴訟の場で、受け取った報酬が相手方の収益と比べていかに不均衡であるかを証明しなければならない。また、裁判所は、衡平法の原則に従って、著作者の主張の是非について判断を下さなければならない。連邦議会は、裁判所が直面するであろう報酬の妥当性を巡る問題の困難性を考慮し、ドイツ法のアプローチの採用を断念したのである。

興味深いことに、ドイツはアメリカ法の終了権制度に強い関心を持っていて。2000年の教授草案と2001年の政府草案によれば、30年を超える期間の利用権許諾契約の場合、30年が経過すれば、著作者は契約関係を終了させることができるものとされていた。⁽⁷⁸⁾しかし、この規定は連邦法務委員会による最終の修正段階で改正対象から削除されることとなった。⁽⁷⁹⁾アメリカとドイツと

いう英米法と大陸法の代表たる国同士が、交渉力の弱い著作者を不公平な契約から保護するために、お互いの法制度の採用を検討していたという事実は、大変興味深い。

2 フランス法の強制ロイヤリティー制度

ドイツ法と同様、フランス著作権法にも不当な契約から著作者を守る規定が多く存在するが、⁽⁸⁰⁾アメリカ法の終了権制度との関連で注目すべきは、第131の4条の強制ロイヤリティー制度である。

フランス法では、著作権移転の対価はロイヤリティーによる報酬を原則とする（同条1項）。ただし、作品が集合著作物や二次的著作物の一部として利用されたり、広告宣伝目的で使われたりした場合など、ロイヤリティーによる報酬が適切ではないケースも多々ある。そのような場合は、同条2項により、例外として、報酬を一括払い⁽⁸¹⁾で支払うことができる。また、著作者が要求した場合に限り、当事者で合意した期間の報酬について、ロイヤリティーから一括年払いにすることも認めている（同条3項）。さらに出版物については、初版に限り、⁽⁸²⁾広範な例外が認められている。

1957年法で導入されたこの強制ロイヤリティー制度は、一括払いの報酬と引き換えに商業的価値のある著作権を手放してしまう著作者を守ることを目的としている。著作者は、ロイヤリティーによる報酬によって、作品の商業的成功の恩恵を受けることができる。ただし、フランス法はロイヤリティーのパーセンテージに関する制約は設けていないので、当事者は具体的なロイヤリティー・レートを自由に決めることができる。その意味では、ドイツ法の法定報酬請求権制度よりも、当事者の報酬に関する裁量範囲が広い制度⁽⁸³⁾ということができるよう。

フランス法の強制ロイヤリティー制度は、一括払いの報酬で権利を移転したために、作品の商業的成功にもかかわらず、まったく追加報酬を受けられない貧窮の著作者を救済するものとして、大いに評価することができる。ア

メリカ法の終了権制度の立法過程で著作権局が当初、救済対象として想定していたのは、まさにこのような作家であった。

フランス法の強制ロイヤリティー制度の立法趣旨は、アメリカ法の終了権制度やドイツの法定報酬請求権制度と同一であり、著作者は作品の価値に見合った正当な報酬を受け取るべきという考えに基づいている。しかし、アメリカでは、1976年法の立法過程で著作権局が「法律で契約条件の制約を課すことは望ましくない。権利の移転は実にさまざまな状況の下でなされるからだ。あるケースの条件が不当なものでも、別のケースでは適切な条件とされることもある。制定法による契約条件の制約は、著作物の利用のための交渉において、潜在的な利用者だけではなく、著作者をも妨げる可能性がある」と主張して、フランス法のアプローチを採用しなかった。⁽⁸⁴⁾

V 日本法への若干の示唆

アメリカ著作権法は、更新制度や終了権制度によって、最初の取引の際に、経済的に不利な契約を締結せざるを得ない著作者に対して、作品の成功に見合う正当な報酬を受け取る2度目のチャンスを与えることによって保護してきた。契約自由の原則が重視されるアメリカの法制度において、200年以上に渡り、契約法に優先する法システムを維持してきた背景には、わずかな報酬で自分の権利を売り渡さなければ生活できない多くの作家の存在がある。製作者と作家が公平な立場で交渉することは困難であるという共通認識こそが、更新制度や終了権制度という法システムの構築に結実するのである。

では、日本の著作権法に終了権制度は必要であろうか。日本の著作権法には、著作者と製作者の交渉力の不均衡を是正するような規定は存在しない。独占禁止法上で、優越的地位の濫用が禁止されているが、著作権の譲渡契約やライセンス契約に対して適用された例は見当たらない。政府は、近年、一貫して当事者間の契約を重視する立場を取っており、交渉力の不均衡を是正

する法改正を行う意向は今のところないようである。政府の審議会においても、終了権制度の導入が検討されたことは過去一度もない。⁽⁸⁵⁾

しかし、政府や議会は、あまりに著作権ビジネスにおける契約の実態を見ていないのではないだろうか。たとえば、音楽業界においては、新人作家が大手の音楽出版者と締結する著作権譲渡契約の一般的な条件は、契約期間が著作権存続期間（つまり、著作者の死後50年まで）であり、受け取るロイヤリティーは50%である。ほとんどの場合、交渉力が弱い新人作家は、権利が二度と自分に復帰しない契約を甘受せざるを得ない。ロイヤリティーによる報酬を受け取っているのだから、不利な契約条件ではないという批判があるかも知れないが、ロイヤリティーのパーセンテージや計算方法は多種多様であり、一概にロイヤリティーによる報酬がフェアであるとは言い切れないであろう。⁽⁸⁶⁾ また、音楽出版者が積極的に利用開発を図らないため、文字通り、眠ってしまう作品も多くあるのが実情である。

このような状況は、まさにアメリカ連邦議会が更新制度や終了権制度を構築する際に、想定していたものであろう。不利な取引上の立場にある著作者を救済する制度がない日本法の下では、多くの作家が製作者や音楽出版者のような仲介者に対して、強い不満を持っている。⁽⁸⁷⁾ 強い交渉力を持つ著作者の組合団体を持たない日本においては、まさに制定法による救済制度の実現を必要としているのではないだろうか。

アメリカ法の終了権制度の導入を検討する際に、課題となるのは、Snyder事件で問題となった仲介者によるライセンスの問題である。確かに、最高裁判決が指摘するように、著作者とライセンサーとの間に契約上または制定法上の関係が存在しないまま、ライセンサーにロイヤリティーの支払義務を課すというのは、問題である。

この問題に対しては、3つのアプローチによる解決策が考えられる。第1は、著作者が仲介者に著作権を譲渡する際に、（1）終了権行使後のライセンサーからのロイヤリティーの支払先を仲介者ではなく終了権者にするこ

と、（2）ライセンシーとの契約の写しを著作者またはその遺族に送付すること、の2点を契約で義務づけることである。この方法の欠点は、著作者とライセンシーとの間の契約関係は依然として成立しないため、ライセンシーによるロイヤリティーの不払いに対しては、ライセンシーに対する請求を直接できないこと、交渉力の弱い著作者がこのような条件を相手に課すことができるのかという点である。

第2は、終了権が行使された場合、仲介者とライセンシー間の契約における仲介者の地位は、自動的に終了権者に継承されるという規定を著作権法に設けることである。制定法に規定することにより、上記のような契約手続は一切不要となる。簡便性に優れているだけでなく、法的安定性も高い。ただし、終了権者は、仲介者とライセンシーがどのような契約を締結しているか、終了権行使の時点ではまったく分からぬ。内容の分からぬ契約上の地位を継承するのは、終了権者としても抵抗があるだろう。これについては、制定法において、終了権者にとって不利な条件を規定している契約については、例外として、終了権者は承継しなくてよいとする制度をもって対処するしかあるまい。

第3は、二次的著作物の例外規定を設けず、二次的著作物の使用を継続したい者は、仲介者と締結した契約と同一の条件でライセンスを受けることができるという強制許諾制度を設けることである。ライセンシーは、仲介者との契約条件以上の支払いをしなくてよい。Snyder事件の例でいえば、Mills MusicやHarry Foxからライセンスを受けたレコード会社は、従前と同一レートのロイヤリティーを終了権者に支払うことになる。このアプローチは、強制許諾制度を運用する機関と具体的な規則の確立が不可欠となる。

終了権制度の導入に際して、最も大きな争点となるのは、権利付与から権利復帰までの期間である。前述したように、アメリカ法の35年という数字は、実証的な根拠に基づいたものではなく、利害関係者の妥協の産物であ

る。しかし、35年という期間はあまりにも長すぎて、採用すべきではないと考える。

たとえば、20歳で発表した作品は、55歳の時に権利は復帰するが、50歳の時の作品の権利は85歳になるまで戻ってこない。日本人の平均寿命が世界一という特殊な事情を考慮しても、これは長すぎる。さらに35年という歳月を超えてなお人気を誇る作品がどれだけあるのかということも勘案すべきである。たとえば、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の2007年度のカラオケ著作権使用料ベスト10の作品中、最も古い曲が8位の「キューティーハニー」（作詞：クロード・Q、作曲：渡辺岳夫）で発表年は1973年、以下、「ふたりの大坂」（作詞：吉岡治、作曲：市川昭介）の1981年、「居酒屋」（作詞：阿久悠、作曲：大野克夫）の1982年、「北空港」（作詞：やしろ・よう、作曲：浜圭介）の1987年と続く。古い名曲が利用されやすいカラオケでさえ、35年以上前の曲はベスト10に1曲しか入っていないのである。

私見では、アメリカ法の最初の提案である20年が妥当な期間と考える。音楽業界では、作家と音楽出版者が締結する著作権譲渡契約は、契約期間を10年間（ただし、自動延長条項は付いている）とするものと、著作権存続期間とするものに大きく2分される。経験からいうと、10年間とする契約の方が若干多いが、存続期間とする契約もかなりの量を占める。後者は、会社の資産価値を高める効果が大きいため、新人や実績のない作家に対して締結されるものである。音楽業界に限って言えば、契約期間のスタンダードが10年ベースに移行しつつある現状では、20年という期間は関係者に比較的受け入れられやすいではないだろうか。

実は、終了権行使の実績は意外と少ない。少し古いデータであるが、著作権局によると、1993年11月から1995年5月までの終了通知の登録数は556件であり、そのうちの551件が音楽著作物に関するものであった。この事実を指摘して、その必要性に疑問を呈する者もいるだろう。しかし、このデータをもって、終了権制度はアメリカで機能していないと判断するのは早計であ

る。なぜなら、終了権者は終了権の影響力を使って優位に契約の再交渉をすることができるからである。

終了権制度の下では、ビジネスが成功しているライセンサーの契約を終了させて、新たにライセンサーを探したり、自分でビジネスを始めたりするよりも、同じライセンサーと従前より有利な条件で契約を締結する方が賢明な選択であることが多いだろう。ライセンサーとしても、終了権を行使されて、ビジネスに支障を来たすよりは、著作者に有利な条件を提案して、ライセンスを継続しようとするだろう。Milne 事件のディズニー社が終了権者である Christopher に高いロイヤリティーを払う契約を自ら提案したのも、彼に終了権を行使されて、契約が終了することをおそれたからに他ならない。さらに35年という期間が、多くのビジネス分野において、ライセンス契約の上限として機能している点も見逃してはならない。このように、終了権は隠れた効果とも言うべき大きな影響力を持つ権利なのである。⁽⁸⁸⁾

VI むすびに代えて

日本法への終了権制度の導入には、映画会社やテレビ局、音楽出版者などの著作物の利用者や仲介者からの強い抵抗が容易に予想される。交渉力の弱い著作者を権利の譲渡人やライセンサーによる不当な搾取から守る法律制度を持つドイツ、フランス、アメリカなどに比べ、日本では脆弱な立場にいる著作者の交渉力を補強するような法制度構築の議論が活発になされてこなかったからである。これでは、日本は不利な取引条件を甘受せざるを得ない著作者の保護に無関心だと言われても反論できまい。

法が当事者間の交渉力の不均衡を是正する規定を設ける場合、両者の利益の均衡を図るべきことは言うまでもない。著作者から権利の移転やライセンスを受け、多大な投資を行って、ビジネスを展開する使用者と、不利な取引上の立場に置かれ、作品の正当な価値よりも低い報酬しか受け取ることができない著作者とのバランスをどのように取るかは、確かに難しい問題であ

る。しかし、アメリカはこの難題に200年にわたり果敢にチャレンジしてきた。幾度にわたる法改正と蓄積された裁判例は、その苦闘の何よりの証拠である。

すでに200年にわたってセカンド・チャンスという制度を運用してきたアメリカには、制度構築の教訓が蓄積されている。アメリカ法を参考にして、さらに高度で安定性のある法制度を確立することも十分可能であろう。日本の著作権制度の再構築が叫ばれて久しいが、終了権制度の導入の是非についても検討する時期が来ているのではないだろうか。

- (1) 本稿では、製作者を「著作物を利用してビジネスを行う者」という意味で用いる。
- (2) WILLIAM F. PATRY, *COPYRIGHT LAW AND PRACTICE* VOL. I 468 (1994).
- (3) H.R. Rep. No. 2222, 60th Cong., 2 d Sess. 14 (1909); S. Rep. No. 1108, 60th Cong., 2 d Sess. 14 (1909).
- (4) 17 U.S.C. § 24 (1909 Act).
- (5) MARSHALL LEAFFER, *UNDERSTANDING COPYRIGHT LAW* 240 (4 th LexisNexis 2005).
- (6) Melville B. Nimmer, *Termination of Transfers Under the Copyright Act of 1976*, 125 U. PA. L. REV. 947, 950 (1977).
- (7) H.R. Rep. No. 2222, 60th Cong., 2 d Sess. 14 (1909); S. Rep. No. 1108, 60th Cong., 2 d Sess. 14 (1909).
- (8) *Id.*
- (9) 1909年法24条における「子」に非嫡出子が含まれるかが争われた事件で、最高裁は州の遺言検認法を参照すべきとした。See *De Sylva v. Ballentine, Guardian*, 351 U.S. 570 (1956).
- (10) See *Bartok v. Boosey & Hawkes, Inc.*, 523 F.2d 941 (2 d Cir. 1975).
- (11) *Fred Fisher Music Co. v. M. Witmark & Sons*, 318 U.S. 643 (1943).
- (12) See H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2 d Sess. at 124 (1976).
- (13) *Miller Music Co. v. Charles Daniels, Inc.*, 362 U.S. 373 (1960).
- (14) Frank R. Curtis, *Protecting Authors in Copyright Transfers: Revision Bill* §

- 203 and the Alternatives, 72 COLUM. L. REV. 799, 807 (1972).
- (15) *Miller Music*, 362 U.S. at 378.
- (16) *Steward v. Abend*, 495 U.S. 207 (1990).
- (17) *Rohauer v. Killiam Shows, Inc.*, 551 F.2d 484 (2d Cir. 1977).
- (18) ただし、多くの作品が更新をせずに公有に帰したという事実は、保護が不要な作品には権利を与える、パブリック・ドメインにするという更新制度のもう一つの目的を達成したという評価もできよう。
- (19) Hutchison議員は、終了権の目的について、権利を付与した出版社が積極的に作品をプロモートしなかった場合、著作者が新たな作品の利用開発方法を探す機会を与えるものもあると指摘する。122 CONG. REC. 10877 (94th Cong. 2d Sess. 1976).
- (20) Curtis教授は、交渉力で劣る著作者の数は、終了権制度の提唱者が言うほど多くなく、むしろ彼らの不満の中心は、著作権譲渡の対価が後に出版社が得る利益に比べて、著しく安いことであったと指摘する。See *Curtis, supra* note 14, at 809-810.当事者の予想を超えて作品がヒットした例には枚挙に暇がない。最も有名な例は、1975年に発売されたレコード「およげ！たいやきくん」であろう。このレコードは450万枚を超す大ヒットとなったが、歌手の子門真人は5万円の買取りで歌唱を行った。仮にロイヤリティー1%の契約をしていたら、当時で1,000万円以上の収入になっていた。安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編（3rd Edition）』（リットーミュージック・2005年）65頁。
- (21) See H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2d Sess. at 140-41 (1976).
- (22) See JULIE E. COHEN ET AL., COPYRIGHT IN A GLOBAL INFORMATION ECONOMY 180 (2d ed. 2006); 3 Melville B. Nimmer & David Nimmer, *Nimmer on Copyright* § 11.07 (2006).
- (23) 下院報告書には、「1976年法は、第三者が投機の形で不確かな未来の利益を買い占めるという現在の更新制度の下で発生した事態を避けようとしているのである」と連邦議会の意図が明記されている。See H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2d Sess. at 127 (1976).
- (24) *Stewart*, 495 U.S. at 230.
- (25) See Nimmer, *supra* note 6, at 956-959.
- (26) Nimmer教授は、1978年以降に行われる権利付与の対象が1978年以降に創作される著作物とは限らず、それ以前に著作権が発生している著作物の場合もあると指

摘する（たとえば、1977年に著作物が発行され、1979年に著作者によって権利付与が行われた場合）。この場合、304条（a）で規定する更新制度が適用されるため、更新権の法定相続人が更新期間の著作権に対する期待権を事前に売却した場合、当該相続人は終了権の行使ができなくなるため、著作者に新たに付与された19年の保護期間を遺族は享有できなくなり、妥当ではないと批判している。*Id.*

(27) 通常、著作者の遺族は、製作者よりも契約の知識や交渉能力が劣っているため、不利な条件で契約を締結する蓋然性が高い。See *Curtis, supra* note 14, at 830.

(28) *Curtis* 教授は、起草者がこのようなケースを想定していなかった可能性を指摘し、現行法の規定の不備を批判する。Frank R. *Curtis, Caveat Emptor in Copyright: A Practical Guide to the Termination Provisions of the New Copyright Code*, 25 BILL. COPYRIGHT SOCY 19, 26 n.29 (1977).

(29) See 3 Melville B. Nimmer & David Nimmer, *Nimmer on Copyright* § 11.02[A][2] (2006).

(30) 17 U.S.C. § 210 (b).

(31) 権利持分の過半数を終了権の権利行使要件としたのは、他の終了権者が権利付与の終了に抵抗したり、後に著作者の子や孫が発見されたりすることを考慮したためである。H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2d Sess. at 125 (1976).

(32) 下院報告書には、権利付与を行った遺族が死亡した場合、終了権者の承継人間の終了権の保有率を決めなくてはならず、また現行法の下でどのように保有率が割り振られるのか明確ではないことが理由として挙げられている。H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2d Sess. at 141 (1976).しかし、このような場合は、終了権の保有率について、権利付与を行った遺族を著作者とみなして、304条（c）（2）の規定を準用するという解決策が考えられる。

(33) 詳しくは後述するが、アメリカでは、著作権者は他の共有者から同意を得なくても、単独で著作物の非独占的ライセンスをすることができます。なお、二人の著作者が権利付与を行い、その内の一人が終了権の相続人を残さずに死亡した場合、残る著作者は過半数の合意という要件を満たすことができないため、当該権利付与は終了できなくなるという事態が生じる。このようなケースは、残る著作者の権利を100%として計算するという規定にすべきであろう。

(34) *Curtis, supra* note 28, at 32 n.48.

(35) See 3 Melville B. Nimmer & David Nimmer, *Nimmer on Copyright* § 11.05[A] (2006).

(36) 203条に規定する「著作物を発行する権利」は、ビデオ化権やレコード化権などのいわゆる発行行為を伴う出版権以外の権利が含まれるかという問題がある。「発行」は「著作物のコピーまたはレコードを販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること」と101条に定義されているため、文言上はそれらの権利が包含されるという解釈になろうが、立法経緯を重視すれば、書籍や雑誌などの出版物を発行する権利に限定すべきという結論になろう。Curtis教授は前者を、Nimmer教授は後者の説を取る。どちらの教授も、同時に複数の権利が付与された場合、発行とそれ以外の権利付与の終了期間は、別々に算出されるべきと主張する。*See Curtis, supra note 28, at 45-46; Nimmer, supra note 6, at 975-976.*

(37) 連邦議会は、1962年から暫定的更新期間延長法を制定して、更新期の著作権の保護期間を延長してきたため、1976年法の施行日時点で合計の保護期間が56年を超える著作物が存在していた。そのような著作物については、著作者や遺族が希望すれば、すぐに終了権を行使できるようにするために、このような規定になった。

(38) 著作権局によると、1961年には遅滞申請が100件以上あったそうである。Curtis, *supra note 14, at 808 n.51.*

(39) *See 37 C.F.R. § 201.10.*

(40) 前者の場合、主な記載内容は以下のとおりである。(1) 304条 (c) あるいは304条 (d) のどちらの条文に基づく終了権の行使であるか、(2) 権利を終了させる相手またはその相続人の名前と住所、(3) 少なくとも一人の作家の肩書きと名前、最初に著作権を確保した日、終了通知を適用するすべての作品名、また可能であればオリジナルの著作権登録番号、(4) 終了権の行使対象である権利付与を特定するための簡潔な記述、(5) 権利の終了日、(6) 304条 (d) を適用する終了通知の場合、304条 (c) に基づいて終了権を行使していない旨の記述。後者の場合、主な記載内容は以下のとおりである。(1) 203条に基づく終了権の行使であること、(2) 権利を終了させる相手またはその相続人の名前と住所、(3) いつ権利付与がなされたか、権利付与が著作物を発行する権利を伴う場合は、その発行日、(4) 作品名、著作者名、共同著作物の場合は権利を付与した著作者名、また可能であればオリジナルの著作権登録番号、(5) 終了権の行使対象である権利付与を特定するための簡潔な記述、(6) 権利の終了日である。

(41) ケース1とケース2は、下院報告書に記載されている例である。

(42) 終了権制度は、305条に規定する暦年主義を採用していないことに注意する必要がある。

- (43) 保護期間の計算は、305条に基づき、暦年主義を採用している。
- (44) *Burroughs v. Metro-Goldwyn-Mayer*, 683 F.2d 610 (2d Cir. 1982).
- (45) 37 C.F.R. § 201.10 (d) (2).
- (46) See *Burroughs*, 683 F.2d at 634 (Newman, J., concurring).
- (47) これは制定法ではなく、判例法によって認められているものである。See *Thomson v. Larson*, 147 F.3d 195 (2d Cir. 1998).
- (48) 17 U.S.C. §§ 203 (b) (4), 304 (c) (6) (D).
- (49) *Mills Music, Inc. v. Snyder*, 469 U.S. 153 (1984).
- (50) Harry Fox Agency は、音楽出版者に代わって、レコード会社などの使用者からメカニカル・ロイヤリティー（録音権使用料）を徴収し、音楽出版者に分配する機関である。
- (51) 多くの学者がこの判決を批判している。See e.g., Howard B. Abrams, *Who's Sorry Now? Termination Rights and the Derivative Works Exception*, 62 U. DET. L. REV. 181 (1985); Jessica D. Litman, *Copyright, Compromises and Legislative History*, 72 CORNELL L. REV. 857 (1987); William F. Patry, *Copyright and the Legislative Process: A Personal Perspective*, 14 CARDZOZ ARTS AND ENT. L.J. 139 (1996).
- (52) *Marvel Characters v. Simon*, 310 F.3d 280 (2d Cir. 2002).
- (53) Simon が和解契約を締結時点では、Captain America が最初に出版されてすでに30年近くが経過しており、コミック・ブックや映画などで利用され、人気を博していたため、Simon は作品の価値を把握できたことを裁判所は考慮すべきという意見がある。John Molinaro, *Who Owns Captain America? Contested Authorship, Work-for-Hire and Termination Rights under the Copyright Act of 1976*, 21 GA. ST. U.L. REV. 565, 588 (2004). しかし、法は終了権行使時を著作者や遺族が権利付与した相手と対等な立場で交渉でき、さらに著作物の正当な価値が判断できる時と定めたのであり、この前提から逸脱した解釈は許されない。また、終了権の行使を妨げるような契約はすべて無効とすべきであり、そのような事情は考慮されるべきではない。
- (54) *Steinbeck v. McIntosh & Otis, Inc.*, 433 F. Supp. 2d 395 (S.D. N.Y. 2006).
- (55) 前述したように、1978年以降の権利付与の終了については、203条が適用される。203条では、著作者が行った権利付与のみが終了権の対象となるため、作家の妻である Elaine が行ったライセンス契約は、終了権の対象とならないのである。

- (56) *Milne v. Stephen Slesinger, Inc.*, 430 F.3d 1036 (9 th Cir. 2005).
- (57) 304条(c)(3)により、Christopherは著作権が最初に確保された日から56年後に始まる5年間のうち、いつでも権利付与を終了することができる。
- (58) ソニー・ボノ法により、304条(c)(3)に基づく終了権行使しなかった場合、終了権者は著作権が最初に確保された日から75年後に始まる5年間のうち、いつでも権利付与を終了させることができる(304条(d))。
- (59) *Steinbeck*, 433 F. Supp.2d at 402.
- (60) Nimmer教授は、作家から遺言で権利を譲り受けた愛人が、彼の妻や子に終了権行使させないように、従前より安いロイヤリティーで出版社と再ライセンスを結ぶ例を挙げて、裁判所の解釈が妥当でないことを説く。See 3 Melville B. Nimmer & David Nimmer, *Nimmer on Copyright* § 11.07 (2006).
- (61) ただし、著作者以外の者が再ライセンスを付与した場合は、権利付与を終了させることができなくなる。
- (62) Allison M. Scott, *Oh Brother: Milne, Steinbeck, and an Emerging Circuit Split Over the Alienability of Copyright Termination Rights*, 14 J. INTELL. PROP. L. 357, 386 (2007).
- (63) 3 Melville B. Nimmer & David Nimmer, *Nimmer on Copyright* § 11.07 (2006).
- (64) H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2 d Sess. at 127 (1976).
- (65) *Rano v. Sipa Press*, 987 F.2d 580 (9 th Cir. 1993).
- (66) Nimmer教授はこの判決に対して、多くの紙幅を割いて厳しい批判を展開している。3 Melville B. Nimmer & David Nimmer, *Nimmer on Copyright* § 11.01 [B] (2006). See also William T. Rintala, *Copyright Undate – Substantive Law*, 379 PLI/PAT 271, 325-26 (1994); Mark F. Radcliffe, *Copyright Ownership Issues*, 411 PLI/PAT 243, 300 (1995).
- (67) *Walthal v. Rusk*, 172 F.3d 481 (7 th Cir. 1999). 同判決では、「立法経緯を考慮すれば、制定法は、35年間について最低限の期間を定めているものであるという考えは、理にかなわない」と判断し、*Rano*判決を完全に否定している。Id. at 485.
- (68) 具体的には、集合著作物の寄与物、映画その他の視聴覚著作物の一部分、翻訳、補足的著作物、編集著作物、教科書、試験問題、試験の解答資料、地図帳である。
- 17 U.S.C. § 101.
- (69) 当事者が署名した文書によって職務著作物として扱うことに明示的に同意する

ことが要件である。*Id.*

- (70) Community for Creative Non-Violence v. Reid, 490 U.S. 730, 746 (1989).
- (71) 作品の制作実態に関わらず、職務著作物として発注者や委託者に権利が帰属するという契約を結ばれる著作者は多い。See Michael H. Davis, *The Screenwriter's Indestructible Right to Terminate Her Assignment of Copyright: Once a story is "Pitched," a Studio Can Never Obtain All Copyrights in the Story*, 18 CARDOZO ARTS & ENT. L.J. 93, 121 (2000).
- (72) レコード会社は、録音物は編集物や集合著作物の一部として現行法でも職務著作物として認定されるものなので、法改正は単なる技術的なものに過ぎないと強弁したが、この主張はアーティストにはまったく受け入れられなかった。
- (73) See e.g., Mary LaFrance, *Authorship and Termination Rights in Sound Recordings*, 75 S. CAL. L. REV. 375 (2002); Michael P. Matesky, *Whose Song is it Anyway? When are Sound Recordings Used in Audiovisual Works Subject to Termination Rights and When are They Works Made for Hire?*, 5 V.A. SPORTS & ENT. L.J. 63 (2005).
- (74) たとえば、ドイツ法では、未知の利用方法を目的とする利用権の許与は無効とされ（31条4項）、排他的利用権者が権利行使せず、または不十分にしか行使せず、かつ、そのことによって著作者の正当な利益が著しく害される場合、原則として、著作者はその利用権を撤回することができる（41条1項）。
- (75) ただし、ドイツ法36条により、著作者の団体は、著作物使用者の団体または個々の著作物使用者とともに、共通報酬規定を作成することになっている。これらの団体は、代表性および独立性を備え、かつ、共通報酬規定の作成のために権限を付与されたものでなければならない（同条2項）。当事者の合意があるときや交渉がまとまらなかったときは、共通報酬規定の作成は、調停委員会が行う手続に付される（同条3項）。
- (76) ドイツの著作権契約法の背景、沿革、内容および学説などについては、潮海久雄『職務著作制度の基礎理論』（東京大学出版会・2005年）101頁以下が詳しい。
- (77) See Curtis, *supra* note 14, at 836 n.167.
- (78) 草案によると、著作者は1年の解約告知期間内に通知すること、解除権は事前に放棄できること、その行使が妨げられないことなどが定められていた。詳しくは、駒田泰士「著作者と実演家の契約的地位を改善せよ—ドイツ著作権法案一」コピライター471号40頁（2000年）を参照。

- (79) 上野達弘「外国著作権法概説（ドイツ編）」（著作権情報センター・2003年）154頁。
- (80) たとえば、フランス法では、将来の著作物の包括的な譲渡は無効とされている（第131の1条）。また、権利の譲受人は、契約によって譲渡された権利を利用するよう職業上の慣行に従って努力することを約束しなければならない（第131の3条4項）。
- (81) 具体的には、（1）比例配分の算定基礎を決定することが实际上できない場合、（2）その配分の適用を管理する手段を欠く場合、（3）その算定および管理の実施のための経費が、到達すべき結果と釣合いがとれない場合、（4）著作者の寄与が著作物の知的創作の不可欠の要素の一を構成しないため、または著作物の使用が利用される目的物と比較して付隨的なものにすぎないために、利用の性質または条件が、比例報酬の規則の適用を不可能とする場合、（5）ソフトウェアを対象とする権利の譲渡の場合、（6）その他この法典に規定する場合、である。
- (82) 具体的には、学術または技術の著作物、詩文集および百科辞典、序文、註解、序論、はしがき、著作物の挿し絵、限定豪華版、祈禱書、翻訳物（翻訳者の求めに応じる場合）、廉価普及版、児童用廉価絵本が例外としてロイヤリティー支払いから除外されている（第132の6条1項）。
- (83) クロード・コロンベ（宮澤溥明訳）『著作権と隣接権』（1990年・第一書房）215頁は、「パーセンテージについては、法律ではふれていないので、職業的な慣行を参照しなければならない」としている。
- (84) 1961 REPORT OF THE REGISTER 93.
- (85) 近年の政府のこの問題に対するスタンスは、立法による著作者の契約的地位の向上によって、製作者の地位との均衡を図るのではなく、業界内の契約システムを確立することによって、当事者に公平なルールを作り、著作権ビジネスの発展を目指すというものである。岡本薰「新しい時代における著作権の課題（抄）—著作権課としての見解・施策・問題提起—」コピライト491号9-12頁（2002年）参照。
- (86) See Nimmer, *supra* note 6, at 950.
- (87) 音楽出版者の団体である社団法人音楽出版社協会は、作家団体の長年にわたる強い要望に応え、著作権契約書の統一フォーマットにおいて、10年を超える契約では、ある一定の年数、継続してロイヤリティーが協議して定めた金額を下回った場合に、作家の申し出により、音楽出版者との協議の上、契約を解除できるとする規定を設けた。ただし、設定金額は多くは1年につき1,000～5,000円と小額である。

(88) 著作者団体が提供する契約書には、アメリカ・ソングライター組合 (The Songwriters Guild of America) のフォームのように、終了権制度を前提に、35年以上の契約期間の設定ができないものもある。このような契約フォームがスタンダード化していけば、終了権制度の目的も間接的に達成されたといえるだろう。See AL KOHN& BOB KOHN, KOHN ON MUSIC LICENSING 214 (3rd., Aspen Law & Business 2002).